令和８年６月森町議会定例会会議録

１　招集日時　　令和８年６月２３日（火）　　午前９時３０分

２　招集場所　　森町議会議事堂

３　開会・開議　　令和８年６月２３日（火）　　午前９時３０分

４　応招議員

１番議員	榊原雄太	２番議員	小澤由彦
３番議員	髙木幸広	４番議員	佐藤嘉彦
５番議員	鈴木哲司	６番議員	清水健一
７番議員	佐藤明孝	８番議員	川岸和花子
９番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田　彰

５　不応招議員　　なし

６　出席議員　　応招議員に同じ

７　欠席議員　　なし

８　地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	永井雅也
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野　了

住民生活課長	野口　忠	福祉課長	中村　貢
健康こども課長	三澤由紀子	農林政策課長	栗田俊助
産業政策課長	福島光英	建設課長	緩鹿英文
定住推進課長	秋山大介	上下水道課長	小坂一郎
学校教育課長	岩井秀司	社会教育課長	磯谷博俊
病院事務局長	朝比奈直之	病院管理課長	内山敬浩

9　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榊原一嘉	議会書記	森下幹子

10　議事日程

議案第５５号　建設工事請負契約の締結について
議案第５６号　建設工事変更請負契約の締結について
議案第５７号　建設工事請負契約の締結について
――――――――　一般質問

11　会議に付した事件　　議事日程に同じ

＜議事の経過＞

議　長	（　中根信一郎　君　）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第１、議案第 55 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （　職　員　朗　読　）
議　長	（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求め

ます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま追加して上程されました議案第55号「建設工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和８年度町単独事業、町営住宅天宮団地西側斜面崩落対策工事に係る契約の締結でございます。当工事箇所は、町営住宅天宮団地西側に隣接する町有地の斜面でありまして、令和４年９月23日から24日にかけて発生した台風15号により被災したものでございます。工事の概要につきましては、復旧延長58.4メートル、法面工390平方メートル、擁壁工としてグランドセル工一式、重力式擁壁工延長21.0メートル、落石防護柵工一式であります。

去る、６月19日に指名競争入札を行った結果、周智郡森町天宮1305番地、鈴木土建株式会社、代表取締役、鈴木典男が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を消費税及び地方消費税を含めた契約額１億120万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、工事期間といたしましては、令和８年６月29日から令和９年３月25日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）町営住宅天宮団地西側斜面崩落対策工事を鈴木土建株式会社さんが１億120万円で今回落札されたということで、今、スケジュール的に土地の購入、また分筆をするというお話でしたが、そちらは進んでいるのか、このように順調に

きているなと思っているので、進んでいるのか確認いたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴木俊久　財政課長　）財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

分筆及び土地の購入については、既に済んでおります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

12番、西田彰議員。

12番議員　（　西　田　彰　議員　）今回指名競争入札ということですが、町外の業者の入札参加はなかったようです。そういった中で鈴木土建さん、落札率がかろうじて90パーセント切るぐらいということですが、指名競争入札にしては、少し高いのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴木俊久　財政課長　）財政課長です。

今回の入札につきましては、税抜きの予定価格が9,330万円、それに対して入札の札が9,200万円ということで、落札率については98.6パーセントということでございます。入札の結果でございますので、そこについて高い低いというのは申し上げることができないかなと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）12番、西田彰議員。

12番議員　（　西　田　彰　議員　）公共事業ということですが、地元業者にも配慮した契約と、地元の業者を育成するということも必要かと思いますが、やはり使うお金は税金です。少しでも事業に合った金額で受けて、契約するようにと会計検査院もそう言っているわけですが、最近は少し高止まりのような契約となっているように僕は感じているのですが、その辺、町の業者の育成とか、そういった立場にあるのかどうか、その辺だけお聞きします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴木俊久　財政課長　）財政課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

今回の指名競争入札につきましては、町内業者７社で入札をさせていただきました。ここに例えば町外の業者が入った他の事業等についても、最近の入札率でいうと、90パーセント後半台であるというような結果でございます。これにつきましては、業者も積算の精度が上がっていると我々は考えているということでございます。予定価格については、我々が積算をした適正な工事の価格がこの金額だろうというもので積み上げたものを予定価格とさせていただいていますので、これが極端に低い場合は本当にそこで大丈夫かというような心配もあるわけでございますが、業者から正確な見積もり、積算をした結果として札を入れていただいているということでございますので、その点については、業者も努力をされていると我々は認識しております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐 藤 明 孝　議員　）同じく契約金額について、確認の意味でお聞きしたいと思います。

当初予算を見ますと、１億1,200万円余の金額が計上されております。しかしながら今回契約金額が１億120万円ということで、1,000 万円ほど減額となっております。この物価高騰の折の減額の要因について、今の財政課長の答弁もちょっと含むものがあるかもしれませんが、この減額要因を今一度お願いしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴 木 俊 久　財政課長　）財政課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えをします。

予算計上と今回の予定価格に差が生じているけども、その理由はということでございます。

予算計上の段階では物価高騰の金額がかなり上がるだろうという予測を基に積算をさせていただいたという点がございます。特

に残土処分の関係の金額については、かなり伸びるではないかというようなことがあったものですから、そういった点を伸ばさせていただいておりましたが、今回実勢価格での積算をした結果、その部分が下がっているというようなことで、今回のこの予定価格とさせていただいたということでございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第56号「建設工事変更請負契約の締結について」及び日程第３、議案第57号「建設工事請負契約の締結について」、議案２件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（　職　員　朗　読　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）ただいま追加して一括上程されました議案第56号「建設工事変更請負契約の締結について」、議案第57号「建設工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和６年度林道施設災害復旧事業、林道大尾大日山線災害復旧工事の建設工事に係る変更契約の締結と令和８年度（過年災）林道施設災害復旧事業、林道大尾大日山線災害復旧工事の建設工事に係る契約の締結でございます。本事業につきましては、令和６年２月 19 日から 20 日にかけて発生した豪雨により被災した天方地区嵯塚地内における林道施設災害復旧工事一式であります。

初めに、議案第 56 号に係る令和６年度林道施設災害復旧事業、林道大尾大日山線災害復旧工事の建設工事変更請負契約の締結につきましては、令和６年９月 26 日に周智郡森町睦実 1497 番地、大沼建設株式会社、代表取締役、大沼賢吾と契約を締結しておりますが、事故繰越予算であることや今後の工程を考慮し、既に施工が完了している範囲に減ずるもので、現在の契約金額２億 8,781 万 5,000 円から１億 129 万 9,000 円を減額し、変更後の契約金額を１億 8,651 万 6,000 円とするものであります。主な変更工事内容は、法面整形工及び法面保護工 3,803 平方メートルの数量を減ずるものであります。なお、工期につきましては、現在の令和９年３月 25 日までを令和８年８月 31 日までに短縮を予定しております。

次に、議案第 57 号にかかる令和８年度（過年災）林道施設災害復旧事業、林道大尾大日山線災害復旧工事の建設工事請負契約の締結につきましては、６月 17 日に周智郡森町睦実 1497 番地、大沼建設株式会社、代表取締役、大沼賢吾に見積書を徴取した結果、設計額２億 1,097 万円に対し、見積額２億 1,074 万円でありましたので、同社と建設工事請負契約を消費税及び地方消費税を含めた契約額２億 3,181 万 4,000 円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

主な工事内容といたしましては、法面整形工 5,346 平方メートル、法面保護工 5,184 平方メートル、残土処理工 4,572 立方メー

トル、その他補強土壁工、U字側溝工、ガードレール工等でございます。今回の契約に基づく工事期間といたしましては、令和８年７月１日から令和９年３月 31 日までを予定しております。林道の災害復旧事業につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条の３において、災害の発生から３か年以内に復旧が完了するよう国が補助金による財政措置を行うことが規定されています。しかしながら、激甚災害等、被害が甚大な場合など３か年以内に復旧が完了しない場合は、県を通じて国と事業の年度繰越協議を行い、承認を得た後、弾力的な運用が認められているものでございます。このため、現時点で工事の完成には令和９年度までかかると見込んでおりますが、町が国からの財政措置を受けるため、事業の年度繰越協議を終えるまでは、令和６年度の被災から３年目である令和８年度内で工事期間を設定する必要がございます。なお、国との協議が完了した時点で、工事の進捗と残工程を考慮した適正な工期へ変更してまいりたいと思います。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）これから議案第 56 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、西田彰議員。

12 番議員　（　西　田　彰　議員　）２億 3,100 万円という大きな金額ですが、これが随意契約ということで、随意契約にするという理由が当然あると思うのですが、なかなか厳しい工事１か所というようなことですが、先の予算が１億 8,651 万円、これが工事としてはもう終わったという説明でしたが、１億円以上、となると普通、随意契約はありえないわけですけども、これは競争入札にはならなかった、どうでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）西田議員にお伺いします。ただ今のも

のは議案第 56 号ではなく、議案第 57 号の２億 3,000 万円のお話ということですか。であれば、議案第 56 号からやっていますので。

他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第 56 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 57 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、西田彰議員。

12 番議員　（　西　田　彰　議員　）先ほど質問してしまいましたが、随意契約ということで２億 3,000 万円。普通ですと指名競争入札の金額だとは思うのですが、この随意契約にした経緯ですか、その辺の説明をお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課長　（　栗田俊助　農林政策課長　）農林政策課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なぜ随意契約かということでございますが、本事業につきましては、先ほどの提案理由の中での御説明もありましたけれども、大尾大日山線の災害復旧事業につきましては、令和６年度から継続している工事でございまして、３年が経ってしまうということ

で事故繰越予算であるということでありますので、完了している工事とそれから残事業分の工事と分割契約で今後事業を進めていきたいということでございます。そういった中で、別の業者で施工した場合、施工管理、それから今までやったところの責任区分が不明確となることとか、大沼建設につきましても履行が不可能な状態ではないこともありまして、現在に至るまでの現場の状況の把握、工期、それから経費面においても著しく不利になるということで地方自治法施行令第 167 条の２第１項第６号の規定によりまして、競争入札に付することが不利と判断させていただきまして、現契約者の受注者である大沼建設と随意契約とさせていただいた経緯でございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）12 番、西田彰議員。

12 番議員　（　西　田　彰　議員　）今まで工事をしたところの仮検査は終わっているのでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課　長　（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。

　ただいまの西田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

　それぞれ工程工程によりまして検査がございますので、その工程毎に検査、立会い等はさせていただいてございますが、今回お認めいただければ、最終的な現契約については最終検査を行っていくということで、工期を８月末にさせていただいている状況でございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）12 番、西田彰議員。

12 番議員　（　西　田　彰　議員　）せざるを得ないという理由が今の説明で分かりましたが、大きい金額のところで、会計検査院などが指摘するのは、そのところの事業、そういったものが全国的にもちょっと多くなっていると。それは当然税金を使うという事業ですので、会計検査院が認めるような工事の地方債、その経過、事業進捗、そういったものもしっかり記録していかなければいけない

	というような指摘もされていますが、その辺は大丈夫ですか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。
農林政策課長	（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。
	ただいまの西田議員の御質問にお答えさせていただきます。 会計検査院の指摘がないようにというような御質問かと思いますが、それぞれの工程におきまして、それぞれ現場で立会い、それから現場の写真等々撮ってございます。変更になれば変更になったところの指示を出したりしてございますので、そういった中で、現在こちらの大尾大日山線の工事、非常に大きな工事でございますので、その辺も含めてしっかりと工程管理をしながら進めている状況でございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 ８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）議案第 56 号からの議案第 57 号への事故繰越等のことがあって最終的な確認ですけど、合計金額は当初から考えて４億 1,833 万円でよろしいかという確認です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。
農林政策課長	（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。
	川岸議員の御質問にお答えをさせていただきます。 令和６年度からの現契約につきましては、１億 8,651 万 6,000 円でございます。新契約、令和８年度、今回契約をさせていただいていますのが２億 3,181 万 4,000 円ということで、合計といたしまして大尾大日山線の総工事の契約金額と申しますか、そちらが４億 1,833 万円でございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 （　発言する者なし　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（　起　立　全　員　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第４、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

６番、清水健一議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

６番議員　（　清 水 健 一　議員　）６番の清水健一でございます。

最初に本日は沖縄の慰霊の日でありまして、先の戦争で犠牲となられました全ての人々に哀悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを新たにいたしました。

それでは通告書のとおり、一問一答にて町長にお聞きいたします。

私からは、「太陽光発電設備設置条例について」お伺いをいたします。

近年、全国各地で太陽光発電設備の設置及び運営に伴う土砂災害、景観の悪化、地域住民とのトラブルなどが問題となっています。森町においては、令和３年10月に森町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインを策定し、事業者に対して、設計、施工から維持管理、廃止、撤去に至るまで、地域との調和を図るための遵守事項を示されています。しかし、このガイドラインは、事業者への協力要請を基本としたものであり、法的拘束力を有していません。そのため、今後、中山間地域や農地周辺への開発が進んだ場合、十分な対応ができるのか懸念するところであります。

そこで、以下３点をお伺いいたします。

一つ目に、全国では太陽光発電設備の設置に関する条例制定が進んでいますが、森町は現在の太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインをどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

二つ目は、現行ガイドラインには法的拘束力がなく、指導にも限界があると考えます。届出業務や住民説明の義務化、許可制の導入などを含めた条例制定の必要性について、町の考えをお伺いします。

三つ目は、森町は急傾斜地や山林が多く、近年頻発する線状降水帯による豪雨災害のリスクを抱えております。また、遠州の小京都として培われてきた自然環境や景観との調和も重要と考えます。こうした地域特性を踏まえた災害リスクの高い区域や景観保全上重要な区域を対象とした抑制区域の指定が必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

よろしくお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）清水議員の御質問にお答えいたします。

国が令和７年２月に策定した第７次エネルギー基本計画において、2040 年に向けた政策の方向性として、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこと、安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが示されています。

静岡県においても、令和８年３月に策定した「静岡県エネルギー戦略～ＧＸ推進による脱炭素社会の実現～」では、「再生可能エネルギーの効果的な導入」を戦略として掲げ、適地が少なくなる中、導入拡大に向けて、地域との共生を前提に新たな開発適地の検討を進めるとしています。

本町では、令和６年 10 月に森町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、基本方針として、施設整備や改修における省エネルギー化の拡大と再生可能エネルギーの更なる導入を掲げております。また、平成 22 年度から屋上設置型の住宅用太陽光発電設備に対して、補助金を交付してまいりました。さらに、令和３年度からは住宅用蓄電池システムの設置に対する補助金も交付し、再生可能エネルギーによる発電設備の導入を推進しているところでございます。

太陽光発電設備の設置につきましては、再生可能エネルギーの導入促進という意義がある一方で、全国的には、山林の伐採や土地造成に伴う土砂災害の懸念、景観への影響、地域住民への説明不足、設置後の維持管理や廃止後の撤去に関する不安など、様々な課題が生じているものと認識しております。

本町におきましても、こうした課題を踏まえ、令和３年 10 月に森町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインを策定し、町内に設置される 500 平方メートル以上の事業用太陽光発電設備について、事業者に対し、関係法令の遵守、地域住民への説明、防災・環境・景観への配慮、適切な維持管理、廃止・撤去時の対応などを求めております。

１点目の「町では現在のガイドラインをどのように評価しているか。」についての御質問でございますが、現在のガイドラインは、太陽光発電設備の設置に当たり、事業者が計画段階から町及び地域住民と情報を共有し、地域との調和を図りながら事業を進めるための基本的なルールを示したものであります。本町のガイドラインでは、対象となる事業について届出様式を整備し、事業概要、維持管理体制、住民説明の実施状況などを確認することとしており、事業者に対して事前調整を促す仕組みとして、これまで一定の役割を果たしてきたものと評価しております。

２点目の「現在のガイドラインには法的拘束力がなく、指導に限界があると考える。届出義務や許可制を含む条例制定の必要性

について」でございますが、議員御指摘のとおり、現在のガイドラインは、事業者に対する協力要請を基本とするものであり、条例のような法的拘束力や罰則、許可・不許可の判断権限を有するものではございません。事業者が十分に協力しない場合や地域住民との調整が不十分なまま計画が進められる場合において、町の指導に一定の限界があることも認識しております。

太陽光発電設備の設置に関する条例につきましては、全国の自治体の中には、事前届出制・事前協議制・住民説明の義務化、維持管理の報告、抑制区域や禁止区域の設定など、地域の実情に応じた制度が導入されている例がございます。 許可制や設置制限を伴う条例は、土地所有者や事業者の権利を制限する側面を有するため、地方自治法や関係法令との整合、規制の必要性・合理性、対象区域や対象規模の明確性、公平性、執行体制などを十分に検討する必要がございます。また、農地法、森林法、都市計画法、砂防関係法令など、既存の法制度との役割分担を整理することも必要でございます。したがいまして、町といたしましては、現在のガイドラインの運用状況、町内における設置計画や相談状況、住民からの不安や苦情の内容、県内外の条例制定事例、国・県の制度改正の動向を整理したうえで、条例化の必要性について検討してまいりたいと考えております。

３点目の「地域特性を踏まえた抑制区域指定が必要ではないか。」についてでありますが、森町のガイドラインでは、太陽光発電設備の立地について、立地を避けるべきエリア、立地に慎重な検討が必要なエリアの２段階で設定し、特に防災、自然環境、景観、農地、文化財、生活環境への影響を踏まえて、適正な場所への導入を求める構成になっております。本町の地域特性といたしましては、山林や中山間地域が多く、急傾斜地も多く存在します。また、近年は全国的に線状降水帯等による短時間強雨が頻発しており、土砂災害や河川の急激な増水、排水処理への不安が高まっております。また、本町は「遠州の小京都」として知られ、歴史的

な町並、里山、茶園、農村景観、社寺や文化財を含む景観資源を有しております。太陽光発電設備が周辺景観と調和しない形で設置された場合、町の魅力や地域資源に影響を及ぼす可能性もございます。このため、町といたしましても、地域特性を踏まえた抑制区域の考え方は、町民の安全・安心、自然環境、景観を守るうえで有効な手法の一つであると考えております。今後、県内他市町の事例を参考にしながら、本町の地形、災害リスク、農地・森林の状況、景観資源の分布などを踏まえ、抑制区域の考え方について調査研究してまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）６番、清水健一議員。

６番議員　（　清水健一　議員　）答弁ありがとうございます。

町がガイドラインを評価していくということは理解をしましたし、それから将来的にわたって条例の制定を検討されているという御答弁だったかと思います。

そこでお伺いをいたします。条例を制定するという考えが今あるという答弁いただきましたので、ちょっと早いかもしれませんが、例えばいつ頃までに条例の骨子案を作成するのか、関係者との協議を進める考えなのかということを現時点でのスケジュール感をお聞かせいただければと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）住民生活課長。

住民生活課長　（　野　口　忠　住民生活課長　）住民生活課長です。

清水議員の再質問にお答えをいたします。

条例の必要性についてということで、いつまでにということでございますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、条例の制定につきましては、様々な課題を十分検討する必要がございますので、今すぐ、いつまでに条例を制定するということは明言できませんけれども、近隣の自治体の事例、国や県の制度改正、また住民からの相談の内容等を踏まえまして、課題を整理したうえで、条例制定の必要についても検討をしていきたいと思っており

ます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）６番、清水健一議員。

６番議員　（　清 水 健 一　議員　）ありがとうございます。

まだこれからの課題整理というものがあるということで御答弁をいただきました。

今、課題があると言われましたので、その課題の整理ということですが、お聞かせできるような課題というのはございますでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）住民生活課長。

住民生活課長　（　野　口　忠　住民生活課長　）住民生活課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、課題があるかということでございますけれども、その前に住民からの苦情等の御相談はあるかというところを少し説明させていただきたいと思います。令和３年 10 月に当町のガイドラインを策定以降、所管課は住民生活課になるわけでございますけれども、所管課に太陽光発電について住民からの苦情等の相談は特に受けてはございません。一方、農地転用の関係でございまして、農林政策課には意見が出ているということを伺っております。内容としましては、農地転用した太陽光発電設置後の管理の状況について、管理が不十分であった場合、雑草の繁茂が放置され、害虫の発生を危惧されるというものでございます。また、所管課の住民生活課ではございませんけれども、令和４年５月には産業課と建設課宛てに太陽光発電設置反対の要望書が１件出ているところでございます。

課題としましては、今申し上げましたとおり、発電設置後の管理が不十分な場合には害虫の発生等の危惧がされるというところがあるというところでございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）６番、清水健一議員。

６番議員　（　清 水 健 一　議員　）ありがとうございます。

住民からは苦情は今来てない、ただ農地転用の関係で害虫が発

生したり、草が刈れてなくて困っているとことは出ているというのは理解しました。

一つ目、二つ目については了解をしました。

三つ目のところでございますけども、町長の答弁の中でもしっかりと災害のこと、それから景観のことについて、区域を指定していくという答弁をされたように僕は理解をしましたので、今後の条例を作っていく中にもそれをしっかりと反映していただけることを期待しますけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）住民生活課長。

住民生活課長　（　野　口　忠　住民生活課長　）それでは、清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

エリア設定等について今後条例化をした場合、それを反映させていくかという御質問かと思います。

こちらにつきましては、基本的には町の考え方としましては、現行のガイドラインを丁寧に対応していくというのが基本でございます。それで必要に応じて、ガイドラインの見直し等を進めていったり、事業者への周知強化なども検討してまいるというところでございます。また、地域特性に応じたルールづくり、先ほど清水議員からもありましたとおり、災害エリアとか、遠州の小京都の景観保護につくエリア設定等につきましても、現行のガイドラインの充実を基本としつつ、必要があれば条例化の制定も含めて研究し、当初、町長の答弁の中にもありましたとおり、再生可能エネルギーの導入と地域環境の保全が両立するような取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）６番、清水健一議員。

６番議員　（　清 水 健 一　議員　）ありがとうございます。

これから条例策定を進めていかれるときに、地域特性も含めたその部分はしっかりと入れていただけるという答弁でよろしかったでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）住民生活課長。

住民生活課長	（　野　口　忠　住民生活課長　）住民生活課長です。 　繰り返しの答弁になってしまいますけれども、今後、課題の整理等をしていく中で、条例化の制定が必要であれば、条例化の制定に向けて検討を進めてまいるというところでございます。以上です。
議長	（　中根信一郎　議長　）６番、清水健一議員。
６番議員	（　清 水 健 一　議員　）ぜひ条例の制定を進めていってほしいと思います。 　参考ですけれども、静岡県下では今 33 の自治体があり、そのうちの 22 の自治体はもう既に条例の策定をされております。西部地域は現在六つの市が条例を作っております。先ほどの答弁の中にも近隣の地域との調和をとりながらというか、参考にしながらということもございましたので、ほぼ西部でも条例が作られているということでございますので、森町でも早急の条例策定に向けて進めてください。西部地域でもほとんどの地域が作っているということですので、森町も早くしてほしいということでございますが、先ほどいつまでの日程で作るというのはまだこれから課題の整理があるからということでございましたけども、めど的なものはありますか。
議長	（　中根信一郎　議長　）住民生活課長。
住民生活課長	（　野　口　忠　住民生活課長　）住民生活課長です。 　清水議員の再質問にお答えをいたします。 　今、清水議員から御発言がありました県内市町の条例の制定状況でございますけれども、これは令和７年４月の県の調査でございます。県内 35 市町のうち条例を制定している市町は 24 市町ということでございます。ガイドラインのみが５市町、またガイドラインも条例も制定しない市町が６市町ございます。そういう中で条例の制定をということでございましたけれども、こちら繰り返しの御答弁になってしまいますけれども、まずは地域の課題を整理したうえでガイドラインの遵守を丁寧に進めつつ、条例化の

制定が必要と判断した後に条例化の制定に向けて研究を進めてまいるという状況でございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩をいたします。

（　午前１０時２５分　～　午前１０時３５分　休憩　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き一般質問を行います。

３番、髙木幸広議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

３番議員　（　髙 木 幸 広　議員　）３番、髙木でございます。

通告どおり質問をさせていただきます。

質問事項は、「小中学校の熱中症対策に冷凍庫の整備について」でございます。

近年、地球温暖化の影響により、夏の暑さは災害級といえるほど過酷なものとなっており、森町においても、子供たちの命と健康を守る熱中症対策は一刻を争う最重要課題である。環境省の熱中症予防情報によると、１日のうちで最も気温が高くなるのは、午後２時から午後４時頃であり、正に多くの子供たちが下校する時間帯と一致し、熱中症のリスクにさらされる時間帯である。現在、児童・生徒たちはネッククーラーや冷感タオル等を登校時に着用しているが、これらは数時間で常温に戻ってしまい、熱中症のリスクが高い下校時には、効果が失われています。そこで、森町の全ての小中学校、全ての学年にネッククーラーや冷感タオル等を常時冷やしておくための冷凍庫の整備を検討されてはどうでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

教 育 長　（　野 口 和 英　教育長　）髙木議員の御質問に、私、教育長がお答えいたします。

近年における夏期の記録的な猛暑により、本町においても児童・生徒の健康と安全を確保するための熱中症対策は、重要な課題と

なっております。

現在、各小中学校におきましては暑くなり始める時期に、登下校時の暑熱対策として、こまめな水分補給をはじめ、帽子の着用や日傘の使用、ネッククーラー等の熱中症対策グッズの効果的な利用について、保護者宛てのお便りや保健だより等を通じて呼びかけております。さらに、帰りの会等におきましても、こまめな水分補給や熱中症対策グッズの活用など、熱中症予防に関する指導や注意喚起を実施しているところでございます。本年３月には、森町ライオンズクラブから、町内の小中学校に 150 本の日傘の寄贈を受けました。児童・生徒の熱中症予防のため、登下校や屋外での学校活動などに使用させていただいております。また、特に気温が高くなる時間帯の下校を避けるため、低学年の下校時間をずらして、空調の効いた部屋で家庭学習をしたり、読書をしたりして過ごし、高学年の児童と集団下校するといった柔軟な日課調整の措置も講じております。

御質問にありましたネッククーラーや冷感タオルの昨年度における各学校の使用状況でございますが、ネッククーラーにつきましては、飯田小学校におきまして約６割の児童が使用しておりましたが、その他の学校では１割から２割程度の使用状況となっております。また、冷感タオルにつきましても、各学校ともに１割から２割程度の使用に留まっているのが現状でございます。このような中、議員から御提案のありました下校時に向けてネッククーラーや冷感タオル等を常時冷やしておくための冷凍庫の学校への整備につきましては、他自治体での導入事例が新聞等でも報道されており、下校時の熱中症リスクを軽減するための対策手法の一つであると認識しております。一方で、学校へ冷凍庫を設置・運用する場合、児童・生徒数が多いためネッククーラーや冷感タオルの取り違いが生じる懸念や直接肌に触れる用品としての衛生管理の徹底に加え、設置スペースの確保といった物理的な配置場所の課題も想定されます。

学校への冷凍庫の設置にあたりましては、冷やす対象となる対策グッズの使用状況や学校現場からの具体的な要望、さらには先行して導入している他自治体の運用状況や効果などを精査する必要がございます。児童・生徒が安全かつ安心して登下校できる環境を整えるため、今回の御提案も含め、どのような対策が最も効果的かつ現実的であるかにつきまして、予算面や管理体制なども含め、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。また、各家庭におきましても、登下校時の熱中症対策グッズの準備やこまめな水分補給の声かけなど、複数の対策を講じながら児童生徒が自らの身を守る行動をとることができるよう、熱中症予防への意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして、答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）３番、髙木幸広議員。

３番議員　（　髙 木 幸 広　議員　）今後検討していただけるということですが、ここ近年の猛暑は一時的なものではなく、今後も続くことが予想されています。やはり先ほども申し上げたとおり、災害級の暑さでございます。冷凍庫整備に関して、各学校の校長先生、それから教育現場の人としっかりお話をして検討していただけるということでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

課　　長　ただいまの髙木議員の再質問にお答えいたします。

冷凍庫の整備について、学校側としっかり協議をして検討するかといった内容かと思います。冷凍庫につきましては、近隣の状況も当然ではございますけれども、学校側の今の状況、それから要望等も踏まえまして検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）３番、髙木幸広議員。

３番議員　（　髙 木 幸 広　議員　）学校側とちゃんと話をして、検討していただけるということですが、私、宮園小、森小、飯田小の校長先

生と直接お話をさせていただきまして、冷凍庫欲しいですというような御要望をいただいております。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思うのですが、先ほどの質問で、どの部分が冷凍庫購入にちゅうちょする部分になっているのか、もう一度教えていただきたいです。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

ただいまの髙木議員の再質問にお答えします。

冷凍庫導入にあたってちゅうちょする部分についてという御質問でございますが、まず学校現場から、もしくは保護者様から冷凍庫の設置について、現在要望が出ているかどうかという学校への聞取りを行いました。現在のところ、そういった要望は出てないという認識でおります。もちろん導入されれば、それはありがたいという認識であるかと思いますけども、要望という形では現在出ておりません。冷凍庫を設置する場合には、冷凍庫の設置場所、それから先ほど教育長の答弁でもございましたとおり、衛生面の管理、それからこれは学校の養護教諭等から聞き取った内容でございますけども、それを誰がどのように管理するのか、そういったものも検討しなければならないというところがございます。それから、クールネックリングそれから冷感タオル等も十分効果のある内容かと思いますけども、それだけで熱中症対策が完了するというわけではございません。ほかの諸処のグッズ、新しいものも出ておりますし、今までやってきた水筒への給水とか、それから日傘、そういったものも含めまして総合的に考えていく必要があると。その中で最も効果的で、効率的、現実的なもの何かということを十分に検討していかなければならないかと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）３番、髙木幸広議員。

３番議員　（　髙木幸広　議員　）分かりました。

まず管理の問題に関しては、最終的には学校側のやり方、方法

におまかせするとしまして、一つの方法としてはジップロックとかに名前を書いて、個々に管理をするというようなことを、最初はちょっと先生方の負担が増えるかも分からないのですが、そういうことをすることによって、子供たちで十分管理できることだと思います。むしろこれをすることによって、子供たち自身の自立心やマナーといった社会性を学ぶ機会にもなると思いますので、その辺は３校の校長先生も問題はありませんと答えておりました。あと、使用人数が少ない学校もあるということですが、冷凍庫を整備したということを周知することによって、それだったら購入しようという親御さんも多分出てくると思います。日傘等と併用してネッククーラー等を使用すれば、より熱中症のリスクを低減させることもできると思います。

今後、近年の猛暑対策として、他自治体の先進事例を調査していかれると思うのですが、森町独自で何か新しい対策等がもしあるのでしたら教えていただきたいです。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

髙木議員の再質問にお答えします。

他自治体の先進事例のほかに森町として何か検討していることがあるかということでございますけども、先進事例としましては髙木議員も調査されているかと思いますけども、静岡市や浜松市等で導入がされております。そういった中でネッククールリング、それから冷感タオルのほかに、ほかのグッズを収納できるようなものも実施されているということでございます。

森町に関して今後というよりも、現在取り組んでいることでございますけども、議員御指摘のとおり、近年の酷暑、猛暑については心配するところでございます。学校と教育委員会といろいろなことを検討しまして、対策を行っているところでございますけども、熱中症対策としてはまず何よりも水分補給が最も重要であると考えております。保健だよりとか、それからＣｏＤＭＯＮと

か、そういったツールで保護者の皆様や学校での指導も行っておりますけども、十分な水分を水筒に入れて持ってくるように指導しているところでございますが、どうしても不足する場合もありますので、学校に調査をしましてウォーターキーパーを希望の学校に配布をしております。こちらを職員室や保健室の前に置いて、帰りに水分補給用のお茶がなくなった児童・生徒につきましては、そちらのウォーターキーパーから水を補給して下校に向かうということを取り組んでございます。そのほかに日傘の使用も推奨をしております。それに加えまして答弁の中にもございましたとおり、昨年度ライオンズクラブ様から小中学校にということで、150本傘をいただいております。晴雨兼用ということですが、傘を忘れたといった場合にも、それから学校活動の中での熱中症対策ということで、そちらを使用させていただいております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）３番、髙木幸広議員。

３番議員　（　髙 木 幸 広　議員　）大体分かりました。

以前熱中症は７月から８月という短い期間の認識でしたが、現在はもう国でも熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの運用はともに今年度４月22日から10月21日までを熱中症対策期間として扱われております。この約半年間もの長い間、熱中症の危険にさらされることとなるわけです。ルールが整っていないからとか、管理が大変だからと大人の都合で先送りしている間にも子供たちは毎日酷暑の中を命がけで登下校をしているわけでございます。子供たちの命を守るためにも、前例や小さな課題に囚われることなく、スピード感を持った決断をお願いいたします。そこで、保護者とか、学校との確認後の検討というのは、すぐにやっていただきたいのですが、いつ頃やっていただける予定でしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

課　　長　ただいまの髙木議員の再質問にお答えします。

スピード感を持って検討と、どのようなスケジュールでやっていただけるかという御質問かと思います。

教育委員会と学校との連絡手段の一つとして諸処ございますが、その一つとして園長校長会というものが月に１回ございます。それは月初めにやっておりますけれども、７月の園長校長会が７月の初めに予定されておりますので、まずそちらで園長に呼び掛けまして現状を把握させていただきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）続いて、一般質問を行います。

７番、佐藤明孝議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）７番、佐藤明孝です。

一問一答方式で質問をさせていただきます。

「12 月 25 日施行に伴うこども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）策定における進捗状況について」お伺いします。

教員による児童生徒性暴力防止法の施行から４年が経過し、文部科学省が基本指針の改定を進めております。本年 12 月 25 日施行予定のこども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）の取組については、こども家庭庁など関係機関から既にガイドラインが示されております。当該防止法が対象とする教員等の児童・生徒に対する性被害の特徴としては、圧倒的な権力関係事案、潜在性が強い、被害者と加害者の距離感が近い、性加害は反復性と衝動性が高い、一人の加害者から複数の児童・生徒が被害を受けるということが考えられます。このようなことを踏まえ、当町としては、当該教職員に対する新規採用時や再調査方法について、いかに進めるか。また 12 月 25 日の施行に向けた当初の現在における策定状況はどうか。また関係機関との構築状況等を踏まえ、次の点を伺います。

（１）ガイドラインが示す新規採用職員の再調査や現職職員からの調査方法は聞取りや誓約書等での自己申告となっておりま

す。初期段階である聴取については、要領等の指導研修は考えられているか。

（２）こども家庭庁におけるデータベースに登録がない事件は正に発覚していないものであり、被害者の自己申告により判明するものと思料され、調査に苦慮するものと考えられます。この調査についてはどのような形で進めるのか。また、こども家庭庁データベースの登録は義務化されておりますけれども、利用登録はどうか。

（３）こども性暴力防止法は、事業者や事業従事者に対する調査や取組が主体となっております。しかし、息の長い根付いた制度とするためには、対症療法的なものだけでなく、児童・生徒に対する包括的な性教育により教員等からの性暴力を防ぐことも重要と考えるがどうか。

以上の３点をお願いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

教 育 長　（　野 口 和 英　教育長　）佐藤明孝議員の御質問に、私、教育長がお答えいたします。

本年 12 月 25 日に施行されますこども性暴力防止法につきましては、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じることを義務付けるものであり、その対象には学校設置者等が含まれております。その対応といたしまして、教諭等の児童と接する業務に従事する者の性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

本町の小中学校に勤務する教員及び事務職員につきましては、正規職員、会計年度任用教職員共に県費負担教職員であることから、犯罪事実確認の実施主体は静岡県教育委員会となります。町教育委員会といたしましては、県教育委員会による犯罪事実確認が円滑に行われるよう、施行時に現職である教職員の情報の取りまとめや所属校への周知など、県からの依頼に対して必要な協力を行うことになります。

現在の状況について県教育委員会に確認いたしましたところ、現時点では詳細な通知はなされておらず、国が発出する通知や資料等を確認している状況です。

一方、町費負担教職員につきましては、町が主体となって犯罪事実確認を行う必要がございます。今後、県教育委員会からの通知などから情報を収集し、必要に応じて問合せを行うなど、町教育委員会としての対応や手順を整理し、漏れのないよう適切に対応してまいります。

新規採用教職員の犯罪事実確認の手続におきましては、宣誓書の提出や戸籍情報のシステムへの提供が必要となります。仮に採用内定者等に対して前科が確認された場合には、制度の趣旨に基づき内定取消し等の措置を講じることとなります。

また、幼稚園教諭については、現在、受験資格の欠格事項に性犯罪歴がある人と定めており、採用試験の申込み時に欠格事項に該当しないことを自己申告させています。こども性暴力防止法施行後は幼稚園が法の義務対象となるため、正規職員・会計年度任用職員を問わず幼稚園教諭については、内定から従事開始までに犯罪事実確認を行います。内定者に性犯罪歴があることが分かった場合には、内定取消しなどの防止措置を取ります。現職者は法施行から３年以内に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合には、性暴力のおそれがあると判断し、子供に接する業務に就かせない防止措置を取ります。

１点目の「ガイドラインが示す新規採用職員の再調査や現職職員からの調査方法は聞取りや誓約書等での自己申告となっている。初期段階である聴取については、要領等の指導・研修は考えているか。」についての御質問でございますが、指導や研修につきましては、県で実施している教職員研修やコンプライアンス通信、校内の研修プログラムを活用し、本制度の周知徹底を図ってまいる考えでございます。

次に２点目の「こども家庭庁におけるデータベースに登録がな

い事件は正に発覚していないものであり、被当事者の自己申告により判明するものと思料され、調査に苦慮するものと考えるが、この調査についてはどうか。また、こども家庭庁のデータベースの登録は義務化されているが、利用登録はどうか。」につきましては、犯罪事実の確認に使用するこども家庭庁のデータベースである「こまもろうシステム」による確認範囲は、前科として記録されている情報に限られると認識しております。また、本システムを通じて照会いたします情報は、極めて高度な機密情報でございます。したがいまして、法令により許可された範囲を超えて情報を取得することはできないものと考えております。義務対象事業者として、業務遂行上、万が一許可された範囲を超える情報確認の必要性が生じた場合につきましては、今後示されるであろう運用マニュアル等の資料を精査し、県教育委員会への照会等も行いながら適正な対応に努めてまいります。また、議員の御質問にありますこども家庭庁データベースの利用登録につきましては、本システムの利用に必要なＩＤの登録のことであるかと思われます。これにつきましては御指摘のとおり、事業者に課せられた必須の手続でありまして、県教育委員会からの指示に基づき、既に町教育委員会としてＩＤ登録を完了し、県教育委員会へ報告が済んでおります。

次に、３点目の「児童・生徒に対する包括的な性教育により教員等からの性暴力を防ぐことも重要と考えるがどうか。」についてでありますが、性教育につきましては、発達段階に応じた内容で着実に実施しております。性暴力防止に向けましては、児童・生徒自身が被害者にならないことはもちろんのこと、将来的にも性暴力の加害者となることのないよう、人権教育や道徳の時間を中心に、人権意識を高めるための取組を実施しているところでございます。また、性犯罪に限らず、日常的な児童・生徒の様子の観察を基本としつつ、教育相談を併せて行い、ちょっとした変化を見逃さないよう努めるとともに、定期的なアンケート調査やメンタ

ルログシステムの活用等により、一人一人の内面を理解することに努めているところでございます。

以上、申し上げまして、答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）まだ、詳細な確定的なものはまだなされていないと。そしてガイドライン等を現在確認中というお話でございました。しかし子供の性暴力防止に関しましては、やはり子供に生涯背負う傷跡等を残さないために行われるということで、非常に重要な案件でございます。これにつきましては先生方の調査に当たるのが教育委員会となっておりますが、教育委員会の課長が当たるのか、補佐が当たるのか、そこら辺が詳しく分かりません。そしてデータベースの登録の責任者、指定者も同じような人がなさるのかまずその点からお聞きをしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えいたします。

先生方の調査に当たるのは誰か、それからデータベースについてのユーザーは誰になるのかといった質問かと思います。

佐藤明孝議員の御指摘のとおり、今回のこの法施行に伴いまして、法律の制定の趣旨にありますとおり、子供たちにこのような事件に巻き込まれないため、非常に重要なことであると私たちも考えております。

まず１点目の先生方の調査に当たるのは誰かということでございますけども、こちらにつきまして現在の資料、それから県教育委員会への確認によりますと、まず学校で働いている教員というのは県職員になります。ということで、県教育委員会で確認をするというすみ分けになります。町で任用しております非常勤職員等で子供に接する職員につきましては、町の教育委員会でそちらの調査を行うというようなすみ分けになります。

データベースの管理者につきましては、ＧビズＩＤといったＩ

	Ｄを取得しておりますけども、そちらのプライムという最上位にある管理者と第１管理者、二人登録をさせていただいております。まだ詳細な内容につきましては国からも県からも全く来ておりませんので、今は４月末までにその登録申請をしなさいというところまでなっておりますので、そちらについては完了しております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。
７番議員	（　佐藤明孝　議員　）内容的なものとしてまだ今のところ確立はされていないと受け止めました。しかしながらこれは 12 月 25 日に施行される法律というところで、どこの自治体もスタートが一緒になると思います。したがって、やはりそういう意味では森町が遅れを取らないようにあらかじめ誰がどのような役割を持って何をやるのかというところをしっかりと決めて取り組んでいただきたいと思います。 　そして私が一番懸念しているのが、表に出ていない性犯罪歴のです。これについては当然データベースにも登録はされておりません。しかし、こういったいわゆる機微な情報を自らが申告するということはなかなか難しい面がございます。そういったところを現実に調査をする担当者がどのような手法をもってそれを聞き出すのかというところ、これはかなり難しいものだと思います。したがって、こういったことに対する研修的なものはいち早く始めた方がいいとは思いますけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。
学校教育	（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。
課　　長	佐藤明孝議員の再質問にお答えします。 　表に出ていない事件等を把握するために調査の研修をいち早くしたらどうだといったような内容かと思います。 　まず今回こども性暴力防止法で示されている事業者として森町に関しては義務的事業者です。こちらについて対応すべきことと

しましては、採用過程において、性犯罪歴がないことを書面等で確認し、あった場合は、内定取消し事由をあらかじめ明示すること等が必要となり、そのうえで内定後から勤務開始までの間にこのシステムを使って性犯罪事実確認を行う必要がございます。こちらの性犯罪に関する事実確認に使用するこども家庭庁の「こまもろうシステム」というシステムですけども、こちらの確認範囲につきましては議員御指摘のとおり、前科として記録されている情報に限られるという使用上の制約がございます。犯罪歴に関する情報については極めて機微性の高い個人情報でありまして、正に確認が必要な従事者についてのみ確認をという行為を行うことができます。そのため本人の承諾があったとしても、対象業務に従事することが決定してなければ、つまり内定してなければ、犯罪事実確認を行うこと、これすらできない状況であります。義務的事業者であります町教育委員会はこのシステムに登録がない事件に関して、調査する権限は認められてないものと考えられます。

研修につきましては、この後、県教育委員会、もしくはこども家庭庁から詳しくどのようなことに気を付けて調査する、これに当たるというような指示もあろうかと思いますので、これを漏らさないように対応するとともに、先ほど議員御指摘のとおり、ほかの自治体も一斉にスタートする国の事務でありますので、近隣自治体とも情報共有を行いながら、どのような準備を行っているとか、そういったことも確認しながら、漏れのないように対応してまいりたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）分かりました。

ただ性犯罪歴というのは、先ほど言ったとおり極めて機微な情報です。この機微な情報は元々誰しも持っているかもしれませんが、やはりあまり表には出したくないという内面的にぐっとこう持ち続けているような事実だとは思うのですけれども、こういったところを引き出すというところは確かにすごく大変だと思いま

す。したがって、やはりこういう場に慣れるように、早めに研修とかをやっていただきたいと思いますが、これに関して今度、得た情報の管理です。この情報の管理はどのようにして行う予定であるのか、それをお聞きします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えします。

このシステムや面談において、採用段階において得た情報についてどのように管理するのかということでございますけども、現在も採用に当たりましては個人情報を取り扱っておりますので、それと同様に決して外に出ることのないよう管理することになろうかと思います。ただ、このシステムに関する情報の管理について詳細については、まだこちらには届いておりません。そちらにつきましても新たな情報があったら、それに漏れないように対応してまいりたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）私の手持ちの資料では、こういった調査等で得た情報については、紙ベースでは残すなと示されていました。したがって仮にメモ程度で紙に記載した場合については、すぐに廃棄処分になると思いますが、現実に調べる人は代表者というと変な言い方かもしれませんが、一人だと思うのです。調べるのは一人だから、その人が直に聞いてどのような情報管理をなさるのかというところですが、ぜひこれについては表に漏れないように、くどいようですが機微な情報として、本人が仮に自ら申し立てた内容については、本当にしっかりとした情報管理をやっていただいて、外には漏れないような形でやっていただきたいと、このように感じております。そしてそれを踏まえて、この性犯罪についてはいろいろな種類がございます。確実に犯罪になるものと、このままいけば犯罪を形成するもの、いわゆる準備的なものというのですか、そういったいろいろな種類があると思いますけ

れども、この不適切事案になる、ならないの線引き、これもかなりグレー的な部分がたくさん存在すると思うのです。こういったところもぜひしっかりとしたラインを引いていただいて、確実に目的を達するようにしていただきたいと思いますが、この不適切事案の線引き、どういったところでラインを引くのか、これもちろんガイドラインに示したようなこともあると思いますけれども、町としてはそこをどう考えるかということをお聞きします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えします。

不適切についての線引きをどこでするのかといった質問かと思います。

こちらについて、こども家庭庁からこの法施行に伴いまして出た資料にもございますけども、私たちでもそちらについて考えていく必要があるかなと考えているところでございます。申し上げますのも不適切事案というのは議員御指摘のとおり、状況によって変わってくる部分もございます。こちらについては事業者の事業の内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものであり、これらの行為が全て事業者で一律に不適切あると判断されるものではありません、そのような記載がございます。最もな内容だなと思っております。それ故に、いろいろな業務がございますので、それに応じたラインを引くとともに、この不適切な行為というラインに限らず、職員から既にそういったものに該当するものがないかどうかということで、そういったものが見受けられたら、周りの職員、特に管理職等に相談して対応していくような体制に現在もなっておりますけども、引き続きそのような体制で対応していくことになろうかと思います。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）それでは、ＤＢＳについてはこの質問をもって最後といたします。

先ほど御答弁の中に、発覚した場合については内定取消し、配置替えという形になると思いますが、それに伴う教員の加配等はどのように考えられているのか、そういったものが発覚した場合に、本来いるべき先生がそこにいなくなってしまうということになると、今度はほかの先生はそこを充てなければいけない、こういった問題が今度出てくると思います。したがって、その加配の問題についてもどのように捉えて考えられているか、それを最後にお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えします。

こちらの案件に該当した場合には内定の取消し、もしくは配置替えということでこども家庭庁からの資料等にも載ってございます。そのようなときにどのような対応をとるのかというところまでは現在のところ資料はございませんが、学校の先生、加配というと県教委の任用かなと思いますけども、県教育委員会と相談して加配や代理の臨時講師という形で別の先生を手配するような要望をすることになろうかと思います。現在のところは、その辺りのことについてまで資料がございませんので、そういったことになろうかと思われます。以上です。

（　中根信一郎　議長　）教育長。

議　　長　（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。

教 育 長　ただいまの学校教育課長の答弁について、補足をさせていただきます。

加配につきまして佐藤明孝議員から御質問ございましたけれども、現在の加配要件には、このような採用時に発覚したことによる欠員補充の加配という要項はございませんので、今課長が申し上げましたように、どうしても穴が開いてしまうという場合には、臨時的な教職員の採用ということになろうかと思いますけども、その以前に分かった場合には正規の職員、例えば補欠合格してい

る職員をそこに繰り上げて補充するとか、そういったことになろうかと思われます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）それでは日本版ＤＢＳの関係に伴う質問については以上で終了します。

次に２問目を行いたいと思います。

２問目、「森町の今後の方向性について」お伺いします。

太田町長は現在３期目の半ばを経過して町政運営を担っております。３期目の公約に森町のリノベーションにより振興を図る、人口減少対策に取り組む、企業誘致に取り組み、人口交流の推進を図る、森町の資源を最大限に活用したまちづくりに取り組む等を挙げております。３期目から２年が既に経過しております。これまで町長は公約を下に数々の事業を進めてきております。そして最近では町の中心部の発展を願い、旧児童館跡地の公園建設事業、新田赤松線の築造事業や災害箇所の復旧事業等を進め、最近では藤江勝太郎家やアクティ森の改修事業にも取り組まれております。町長の３期目、２年の事業を省みると、森町の活性化を図るための住みやすいまち、来たくなるまち、人口交流の増加を願った観光客事業等、それなりの成果は感じられております。しかし、移住定住の人口増加に結びついていないということで、また企業誘致についても新たな企業の進出はなく、中川下工業団地の開発が進められている現状ではございますが、更なる新規の開発がなされてはございません。

森町はスマートインター周辺、天竜浜名湖鉄道各駅の周辺、中山間地域の開発、袋井森町インター通り線沿線の開発等さらには森町の持つポテンシャルとして、豊かな自然や伝統文化、また特産物の生産向上を目指した政策の推進等、資源を最大限に生かす町政運営が森町の向かうべき方向と考えます。森町の今後を考えるに、まさに改革的な町政運営が必要であり、特産物の多い農業関係で活路を見出すのか、茶産業で復活するのか、また新たな企

業誘致のためのライフラインの充実並びに工業用地の開発に将来を託すのか、また豊かな自然や神社仏閣等伝統文化を前面に押し出した観光業による誘客に力を注ぐのか、考えを伺いたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、令和６年３月から３期目の町政運営を担わせていただき、２年３か月余が経過いたしました。議員の皆様をはじめとする住民の皆様の御理解・御協力をいただき、マニフェストに沿って事業を着実に進めているところでございます。

御質問の中で、私が進めている様々な事業を御紹介いただいておりますが、私は３期目のマニフェストとして三つのまちづくりを掲げておりますので、これに沿ってこれまでの主な取組と今後予定している取組を御説明申し上げます。

一つ目の「移住者、定住者に選ばれる『住みたいまち・住み続けたいまち』」では、移住に関する情報提供や相談等の支援だけでなく、観光と移住定住の中間に位置する都市部と地方など、二つの場所に生活拠点を持つライフスタイルである二地域居住を進めております。二地域居住の促進につきましては、国においては、社会及び個人において様々な意義がある取組として、新たな人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たな暮らし方や働き方の実現、またこれらの実現によるウェルビーイングの向上などを図ることができるとされております。

町では、二地域居住が単なる別荘生活ではなく、帰りたくなる第２の実家となる事を目指しており、昨年６月に国土交通省のモデル事業である「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」に全国 44 団体の１つとして採択され、森町、静岡県、一般社団法人モリマチリノベーション、ヤマハ発動機株式会社、ミテモ株式会社、名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センターの６団体によ

る「森町二地域居住推進コンソーシアム」を発足し、プロジェクトを進める体制を整えました。本年度につきましては、子育て世帯の受入れ体制を整備するモデル事業や関係団体と連携して、地域資源・人材を発掘する先導的プロジェクト事業の実施を予定しているところでございます。また、外部人材スキルと地域ニーズのマッチングや滞在者の生活支援、民間事業者と地域、行政窓口の調整等を担う二地域居住コーディネーターの配置や地域活性化起業人制度の活用を開始し、民間企業の力も活用した移住定住における課題解決を図ってまいります。

次に、令和２年度から事業着手している交通安全対策事業の都市計画道路新田赤松線整備事業につきましては、森小学校北東交差点から天宮区画整理境の第１工区が完成し、本年３月 31 日に一部供用を開始いたしました。本年度より、森町役場前から森小学校正門までの第２工区の工事に着手してまいります。この事業により、道路の安全性向上や緊急車両の到着・輸送時間の短縮、火災防ぎょ体制の強化、交差点の改良による自動車交通の円滑化、災害時道路ネットワークの確保が効果として期待されております。また、ゾーン 30 プラスの整備区域を設定し、歩車分離のための道路拡幅や歩道整備及び生活道路への流入を抑制する物理的デバイスの設置等を実施することにより、整備区域内の児童・生徒や高齢者等、歩行者の安全確保が優先される生活道路を創出いたします。

加えて、多文化共生の取組につきましては、本年度から外国籍児童を対象とした日本語教室や地域住民と町内在住・在勤の外国人の交流の場となることを目的とした交流サロンの開催、役場窓口における翻訳機器の設置及び町内会への貸出し、町内企業に対しての外国人材等日本語学習支援事業を実施してまいります。

二つ目の「民間活力と提携した『活気あふれる産業と交流のまち』」では、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく各事業を進めているところでございます。本年４月に旧藤江勝太郎家住

宅を森町の歴史・文化・産業に触れられる施設にリノベーションし、「日本烏龍紅茶会社発祥の地フジヤ」をオープンいたしました。施設内には、カフェ「茶風詩」を始め、藤江勝太郎氏の功績を紹介する展示コーナーやイベントスペースなどが併設されております。また、国の地域未来交付金を活用して旧児童館跡地に歴史文化・観光交流拠点を整備する事業は、本年度後半から本体建設工事に着手していく予定でございます。同様に交付金を活用して旧周智高校跡地に多世代交流拠点として都市公園を整備する事業や旧周智郡役所を移築する事業につきましても、本年度実施設計に着手する予定であり、工事開始に向け、引き続き取り組んでまいります。

加えて、企業誘致につきましては、中川下工業専用地域内における未利用地について、企業進出の用地を確保する造成計画を県及び袋井市と連携しながら進めており、現在、開発可能性詳細調査を実施しているところでございます。また、令和６年度に草ケ谷地内に杏林堂薬局森町店がオープンし、昨年度は、睦実地内に浜名梱包輸送株式会社による新倉庫建設や中川地内にバイクの森、一宮地内に車中泊スポットのＲＶパーク滝の宮がオープンいたしました。さらに、令和８年度には睦実地内に青木興業株式会社が物流倉庫を建設し、町としても土地や雇用に対する補助として、森町産業立地事業費補助金の交付を予定するなど、企業立地の推進を積極的に進めているところでございます。民間企業との連携としては、昨年３月 31 日に森町とヤマハ発動機株式会社で地域活性化に関する包括連携協定を締結いたしました。協定に基づいた連携事業として、マウンテンバイクを通じた新しい地域活性化の取組を開始しており、本年５月にオープンした森町体験の里アクティ森のマウンテンバイクパーク「Ｆｏｒｅｃｈａ」を拠点として、鍛冶島地区の古道トレイルコースと共に、新たな観光資源として大切に育てているところでございます。

最後に三つ目の「赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしい

まち』」では、本年３月に天方地区コミュニティ防災センターが完成いたしました。地震やその他の災害時では、地域ぐるみの防災拠点となり、平常時では、地域住民の連帯意識の向上や自主防災活動の推進など、子供から高齢者まで幅広い世代の住民や地域団体の交流施設として活用されているところでございます。

議員御質問の今後の町政運営についてでございますが、現在、町政の中長期的な指針となる第 10 次森町総合計画を策定しております。基本構想の案では、10 年後の将来像を「つながりと愛着を持ち共に創る森町」とお示しいたしました。この将来像を実現し、将来にわたり持続可能なまちであり続けるためには、現状維持だけではなく、今ある歴史、伝統文化、自然、特産品などの森町の価値や地域資源、ポテンシャルを生かし、そこにリノベーション手法による改善、改革を加えることが重要であるとともに、何か一つのものに特化するのではなく、遠州の小京都森町の良さを生かしながら、新たな価値を加え、活気やにぎわいあふれる、幸せを実感できる持続可能なまちづくりを進めることが必要でございます。あわせて、多様な価値観の浸透や生活様式の変化、デジタル技術の発展など、社会の変化を踏まえ、地方創生の一層の推進を図ることも重要であると考えております。

本議会におきまして、第 10 森町総合計画の基本構想をお認めいただきましたら、将来像を実現するための政策分野や施策の方向性を示す基本計画の策定を進め、引き続き、森町の発展に寄与できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）ただいまの町長の御答弁、いろいろ分かりました。

改めて聞いていますと、本当にいろいろなところを隙間なく同時進行で進められているという感じを受けました。そのような中で町長にお聞きしたいのは何かというと、今お話されたように、

外に向かっての事業を進められているというところはかなりうなずけます。しかしながら、今度それを担う職員の組織マネジメント、これについてはどのような形でリノベーションをされていたのか、またしようとするのか、それをお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）佐藤議員からの再質問にお答えをいたします。

職員のマネジメント等の事業を進めていくための体制整備ということかと思います。

議員の皆様も御承知のように、今年度も組織の改革ということで、これまで産業課が担当しておりました事業、業務を農林政策課と産業政策課の二つの課に振り分けるということで、再編をいたしました。この件につきましてもこれまで御説明申し上げておりますように、多様化する行政課題に迅速にかつ柔軟に対応するために組織改編を行っております。今年度は産業課の分割ということを実施しましたが、遡れば定住推進課の創設であったり、あるいは近年では防災課を危機管理課に改編するというように、時々において発生する行政課題に迅速に対応するための組織体制に取り組んでいるということをお答えさせていただきます。

また職員の研修等教育体制につきましては、総務課長から答弁をいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）総務課長。

総務課長　（　平田章浩　総務課長　）総務課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本年度、人材育成に関しましては、総務課職員係を人材育成係ということで、人材育成を前面に出した係の名前としております。これにつきましては、昨年、町長から人を大事にし、人を育てていくということが出され、それを基に係名を変更しております。本年度につきましては人材育成、人材確保についての方針を決めていくというようなことも実施をしていきます。それから本年度

の予算としましては、本人が希望する研修に行ける、そういった制度も新たに創設しております。今後はうちの職員が働きやすい労働環境を整えながら、モチベーション高く、やる気を持って職員が仕事をできるようサポートをしていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）分かりました。

人材育成に関しても非常に高等な考え方で今後取り組むというところで理解をいたしました。

それでは次に、町長の三つの公約のお話とずれてしまうかもしれませんが、「もりのベーション」としての成果と課題をお聞きしたいのですが、これは森町に限らず日本全国で喫緊の問題となっている内容です。人口減少の関係ですけれども、今まで町長はいろいろな事業をやられてきました。しかしながら、全ての事業をいろいろやられていますけれども人口増加には至っていない。また人口減少の抑止にも、ちょっと足りないのではないかといわれる点がございますけれども、この人口減少のこの関係につきましては各事業等、どのような位置付けをして今後取り組む予定であるのか。2060年までに１万3,000人という目標が果たして維持できるかどうか、ここら辺もかなり難しい問題だとは思います。誰でも来たくなるまち、住みやすくなるまち、そしてお達者度についても、かなり上位を占めているというところでは非常に住みやすいまちだと思いますけれども、そういった好条件があるにも関わらず、人口が減っているのかというところを町長としてはどう捉えて、それに対して今後の対策を事業と併せてどう取り組んでいくか、それをお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太田康雄　町長　）人口減少をどう捉えているか、またどう対処していくかという御質問かと思います。

これまでにもいろいろなところで説明をさせていただいている

内容と重なる部分があろうかと思いますが、佐藤議員がおっしゃられたように、人口減少という問題、課題は森町だけのことではなくて、日本全国ほぼ全ての自治体が直面している課題でもあります。この人口減少を逆転して増加につなげていく、増加を目指していくということは、言ってみれば、かなり困難なことでありまして、それよりも人口減少を前提とした社会づくり、事業構築が現在求められているところであります。これは国からも方針が示されておりますし、県でもそういった視点で事業を構築しているところでございます。ただし、人口減少のスピードを抑制するということで人口ビジョンを立てたり、あるいは様々な施策を実施しているところであります。これまでの、例えば定住推進課を新たに作って、移住定住に関する補助制度であるとか、あるいは様々な施策を実施してきておりますけれども、その結果、人口増には転じていない。しかしながら、これまでの施策を実施してきたことによって、人口減少を抑制できているのではないかと考えております。ですので、今取り組んでいる事業につきましても、今後取り組むべき事業にいたしましても、やはり人口減少の抑制を念頭に置いて立案し、実施していかなければならないと考えております。また森町役場として、森町という地方自治体として、行政運営をどのように考えていくかということで、昨年度、行政経営の考え方と優先取組事項を職員向けに発出をしたものでありますけれども、立案をしております。それは、行政課題に対応するための資源、「ヒト」、「モノ」、「カネ」は、人口減少による働き手の減少、公共施設等の老朽化、経常経費の増加に伴う財政的自由度の低下等、大変厳しい状況、今後もさらに厳しさが増していくものと考えられますので、そういった状況の中で、いかに森町役場として地域住民の皆様に必要な住民サービスを提供し、また行政として必要な業務を継続していくのかということを考えるために、こういった行政経営の考え方というものを発出し、職員と共有しているところでございます。ですので、全ての事業につい

て、人口減少というものを念頭に置きながら立案をし、また実施をしているということで御理解をいただければと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐 藤 明 孝　議員　）分かりました。

それでは、この質問をもって最後といたします。

この質問については健康こども課、福祉課ももしかしたら関連するかもしれません。人口減少の第１要因というのは、やはり自然減と言われています。高齢者がたくさん亡くなってしまうというところですが、これを少しでも防ぐために今後どういった活動を強化するか、これを最後にお聞きして終わりたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

人口減少、特に自然減の関係で、それを防ぐ対策をということでございます。

福祉課といたしましても、今力を入れているところで健康寿命ということで、予防という観点には非常に力を入れておりまして、特に高齢者部門の地域包括支援センター係がいろいろな教室等を開催したりしながら皆さんのところにいかに健康で過ごしていただくか、この点についてそれぞれのところに出向いていろいろな研修、教室等々を今開催しているということですので、引き続いてそこに力を入れていきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）私から少し補足をさせていただきますと、自然減を抑制するといいましても、当然人間には与えられた寿命というものがありますので、何歳までも生きられるわけではございません。ですので、自然減を抑制するというのは単に延命をするということではなくて、その人がその人らしく、住み慣れた地域でその生涯を終えるということが目指すべきことだと考えております。そのために先ほど福祉課長が答弁いたしましたよう

に、地域包括ケアシステムの充実に努めておりますし、また森町病院におきましてもそういった住み慣れた地域で自分らしく生活できる、最期まで生活できる、そのために必要な地域医療を提供するということで、方針を進めているところであります。また、森町病院におきましても、院長が常々発言しているようにまずは予防、症状が悪化してから病院にかかるのではなくて、早めに検診を受けて早期発見、早期治療に努めることで、できる限り病院ではなく自分の住み慣れた家で、あるいはところで、自分らしく生活をするということが幸せではないかということで、そのために必要な地域医療と予防医療を展開しているということでございますので、自然減をいかに抑えるかというよりも、それも大事なことではありますけれども、その人が自分らしく最後まで生活できるということが目指すべきものであると考えております。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩をいたします。

（　午前１１時５３分　～　午後　１時　５分　休憩　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き一般質問を行います。

２番、小澤由彦議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

２番議員　（　小 澤 由 彦　議員　）２番、小澤でございます。

それでは通告書どおり、一問一答方式にて町長にお伺いをいたします。

「民生委員の待遇と今後について」でございます。

現在森町では、主任児童委員３人を含む 44 人の民生委員が活動しています。ボランティアによる活動であるため、無報酬であり、活動費として県と町からそれぞれ合算で一人当たり平均年 10 万円ほどの活動費が支給されております。しかしながら活動内容に対して十分とは言えず、なり手不足の要因ともなっていることから、別角度からの支援が可能か伺います。

一つ目として、民生委員に森町消防団機能別消防団の救護班の

役職を与え、災害時には避難所運営での対象者に対し介護や支援を迅速に行っていただく。そうすることで、団員報酬であり、出動手当であり、そういったものも対象となると思うが、町の見解を伺う。

二つ目として訪問や見守りを受けている女性の中には、男性の民生委員に相談しにくいとの声もあります。女性の民生委員の増員が望ましいが、なり手不足の現状では難しいと承知をしているところでございます。将来的には女性消防団員の拡充を図り、民生委員を兼務する形にして消防の防災、こちらと併せて指導を行っていったらどうか。以上２点お聞きいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）小澤議員の御質問にお答えいたします。

本町の福祉活動を支えていただいております民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の担い手であり、住民の皆様の立場に立って、生活上の困り事の相談や支援が必要な方と行政をつなぐ「地域福祉の要」として、多大な御貢献をいただいております。日頃より、こうした重要な役割を担う皆様には、地域福祉の最前線において御尽力いただいておりますことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

議員御指摘のとおり、この極めて重要な活動に従事する民生委員・児童委員が活動負担の大きさから担い手不足に直面している現状は、町としても非常に重く受け止めているところでございます。現在、民生委員・児童委員の皆様には、実費弁償的な性質として活動費を支給させていただいております。その内訳といたしましては、一人当たり県から６万 200 円、町から３万 7,100 円の計９万 7,300 円をベースとし、そこから各会費等 6,600 円を差し引いた額を年間の活動費として支給させていただいているところでございます。

１点目の「民生委員・児童委員に森町消防団機能別消防団の救護班の役職を与え、災害時には避難所運営で対象者に対し、介護

や支援を迅速に行っていただく。そうすることで報酬の対象となると思うが、町の見解はどうか。」についての御質問でございますが、初めに機能別消防団員制度について、御説明申し上げます。本町では、消防団員の減少が続くなか、防災力の維持・向上を図るため、昨年４月から機能別消防団員制度を導入いたしました。機能別分団は、広報活動や基本団員の後方支援を主な活動としており、現在退団した元消防団員を中心に分団サポート班 22 人、ラッパ班二人、広報班５人の計 29 人が在籍しております。その中には４人の女性消防団員も含まれており、様々な場面において御活躍いただいているところです。機能別消防団員の身分につきましては、基本消防団員と同様に消防法において非常勤特別職の地方公務員と定められており、任免、定員、職務及び給与等につきましては、森町消防団条例に定められております。議員からの御提案にありました機能別消防団員の報酬につきましては、年額報酬１万 8,000 円及び災害や訓練等の出動報酬として１回につき 2,000 円となっております。また、任命につきましては、消防団長が町長の承認を得て任命することとなっており、その資格につきましては「機能別消防団員にあっては年齢 60 歳未満であること」、「志操堅固、身体強健であって消防団員としてその職務の遂行に支障なき者であること」とされております。以上が森町消防団における機能別消防団員の概要となります。

議員御提案のとおり、避難所運営での介護や支援を迅速に行うことは災害時には必要なことであり、民生委員・児童委員の皆様にそれを担っていただくことも一つの方法として考えることはできますが、仕組みとして民生委員・児童委員の皆様に機能別分団員を兼務していただくことは、現状では非常に困難であると考えております。その主な理由は以下の２点でございます。一つ目に、本町の民生委員・児童委員の平均年齢は現在 69 歳と高齢化が進んでおります。災害時における救護活動は心身ともに大きな負荷を伴うものであり、高齢である皆様の安全確保という観点から新た

な災害任務を付与することには慎重にならざるを得ません。二つ目に、昨今の民生委員・児童委員のなり手不足の大きな要因は報酬の有無のみではなく、現役世代における就労との兼ね合いや御家族の介護といった時間的な制約が極めて大きい点にあると分析しております。多忙な中で地域貢献を担っていただいている皆様に対し、更に別の役割を付与し、活動をお願いすることは、かえって負担を増大させ、なり手不足を加速させる懸念がございます。町といたしましても、民生委員・児童委員の活動を支援したいという思いは同じでございます。機能別消防団への加入については、希望される人への周知・案内は積極的に行ってまいりますが、あくまで個人の意思を尊重していきたいと考えております。なお、活動費につきましては、本年３月に、県より民生委員・児童委員の活動費等に係る地方交付税の算定基礎額が増額される予定との通知がございました。町といたしましても、国・県の動向を注視し、活動を支える活動費の増額に向けて検討を進めてまいります。

２点目の女性の民生委員・児童委員の配置及び女性消防団員との兼務につきましては、まず、女性からの相談のしやすさといった視点や多様なニーズに応えるために女性の民生委員・児童委員の活躍が重要であるという議員の御指摘は、重く受け止めております。現在、本町の民生委員・児童委員の男女構成は、男性 22 人、女性 22 人と、男女比はちょうど半数となっており、バランスのとれた配置がなされているものと認識しております。また、民生委員・児童委員の選任につきましては、性別を問わず、地域福祉活動に対して強い熱意を持ち、住民から信頼されている人が町内会からの推薦を経て選出されております。町といたしましては、男性、女性という属性以上に、地域の中で親身になって寄り添える人物本位での選任が重要であると考えております。将来的な女性消防団員との兼務につきましても、先ほど申し上げましたとおり、民生委員・児童委員の皆様の多くが活動と生活を両立させる中で、既に多忙を極めております。年齢的な負担や限られた時間の中で

さらに防災指導という専門的な役割を兼務いただくことは、非常にハードルが高く、実現は困難であると考えています。希望者への案内は進めてまいりますが、やはり個人の意思を尊重していきたいと思っております。

今後も、相談のしやすさを向上させるため、性別の観点のみならず、民生委員・児童委員と行政の連携強化や住民の皆様が相談しやすい環境整備に努めてまいる所存でございます。

以上申し上げまして答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）２番、小澤由彦議員。

２番議員　（　小 澤 由 彦　議員　）御答弁をお伺いしまして、なかなか兼務は難しいということでございます。

機能別消防団員の年齢の部分についてですが、消防団条例第２条第２号のところですけれども、「機能別消防団員にあっては年齢60歳未満であること。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。」とございますので、年齢的なものについては一部ですけれども、担保できるものがあろうかと思います。そうした中でやはり全員にと言いますと負担も大きくなることですから、この民生委員の中に、もしこの機能別消防団をやってもいいという人がいれば任意で受けていただくと、そういった考え方もございます。それは可能でしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

小澤議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員への案内という点でございますけれども、民生委員・児童委員の皆様イコール機能別消防団ということではなくて、個人として、全く別の活動と考えまして、興味のある人には御案内をさせていただきたいと思っておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）２番、小澤由彦議員。

２番議員　（　小澤由彦　議員　）希望のある人については、御案内をさせていただけるということで、大変心強く思っております。そうした中でこの２問目に値する部分ですが、女性の民生委員、男性の民生委員それぞれの22人ずつということで、大変バランスが良いという形でございます。しかしながら、民生委員さんはそれぞれの地区を代表して出てこられて、その地区を見るといったところの中で、必ずしも場所を入れ替えながらほかの地区も担当するということはなかろうかと思います。そうした中では、例えば女性の民生委員がいいとか希望される人のところについて、ほかの地区の女性の民生委員に見ていただくとか、そういったことが可能になるのでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

小澤議員の御質問にお答えいたします。

他の地区の民生委員さんがほかの地区に行けることが可能かということで御質問かと思います。

まず、県では民生委員の活動負担の軽減等を図ることを目的に令和元年12月の一斉改選に合わせて、民生委員の活動を補佐する静岡県民生委員・児童委員協力制度というのが導入されております。協力員には、民生委員・児童委員と連携して家庭訪問等の活動に協力するペアサポーターと森町民生委員・児童委員協議会の会議等への参加、困難事例の対応方法への助言等を役割とするエリアサポーターというものがあります。森町でもペアポーターとして現在８人が活動しいただいております。なお民生委員一人につき一人まで配置が可能となっておりますので、こちらの制度を上手く活用して、例えば男性には女性がサポートに就くとかも可能かとは思いますので、そういった協力員制度を上手く使って、地区のところで上手く活動ができればなと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）２番、小澤由彦議員。

２番議員	（　小澤由彦　議員　）エリアサポートが８人いるということで、こちらに協力をいただいてやっていくということも可能だということです。 　エリアサポーターの男女比の割合が分かれば教えていただきたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）福祉課長。
福祉課長	（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。 　小澤議員の再質問にお答えいたします。 　エリアサポーターということですけれども、ペアサポーターになりますので、森町で活動されているのはペアサポーター８人ということで、地区といたしましては三倉地区で二人、森地区５人、飯田地区一人の合計８人となっております。ペアサポーターについても大体半分ぐらいの男女の構成比になっているというような状況となっております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）２番、小澤由彦議員。
２番議員	（　小澤由彦　議員　）サポーター８人ということですけれども、こちらのサポーターは私の記憶しているところですと、民生委員の御家族が随伴というような形でサポートするといったところで聞いていたかと思います。こちらのサポーターになりますと、移動とかそういったところではサポート等ができるのですけども、民生委員と同様に家の中に入ってサポートするといったことができないとお伺いしていますけれども、その辺のところを詳しくお聞かせいただきたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）福祉課長。
福祉課長	（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。 　小澤議員の再度の質問にお答えいたします。 　ペアサポーターですけれども、御自宅には入れないということで今、お話がありましたけれども、そこについては今手持ちの資料がないので、また確認をさせていただきたいと思うのですけれども、ただ活動の中では民生委員さんに協力してというようなと

ころもありますので、相談事項等々は当然そこで打合せというのはありかと思いますので、そういった形で今、ペアサポーターの活動をしていただいているというような状況です。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）２番、小澤由彦議員。

２番議員　（　小 澤 由 彦　議員　）そちら確認をまたよろしくお願いしたいと思います。

それから今、活動費の増額を検討していただけるといった方面でお話をいただきました。こちらは国、県両方から増額という形で伺っております。こちらの金額的なもの、増額の範囲が分かれば教えていただきたいのと、これは国と県から出る活動費の増額ということであって、森町独自の増額も考えているかどうかという点をお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

小澤議員の追加の御質問についてお答えいたします。

まず民生委員さんの活動費に関しましては、国で交付税措置されまして県で予算化されましたら、県から町に来るというような流れとなっております。現在、町の負担金分を増額する予定はございませんけれども、国で今、実際の活動におけるガソリン代や通信費など支出額の物価上昇、それからなり手不足の解消及び活動環境の改善の必要性などを根拠にいたしまして、活動費が増額される動きが出てきております。こちらの国や県の動向を注意してまた見ていきたいと思います。県支出金の民生委員・児童委員協議会活動負担金を財源としておりますので、県の補正予算等で予算が確保された場合には、町でも活動費を増額する補正予算等を計上していきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）引き続き一般質問を行います。

１番、榊原雄太議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）榊原でございます。 通告に従いまして、一問一答方式にて、教育長に伺います。 質問事項につきましては、「未来の森町を支える学校のあり方について」です。 少子化が進む中、学校教育を取り巻く環境は著しく変化している。学校の規模、部活動、教員の配置など、従来の仕組み、維持が難しくなりつつある。森町として、将来の教育環境をどのように考えているかをお伺いいたします。 一つ目といたしまして、今後の児童・生徒数の予測、今後５年、10 年、15 年について伺います。 二つ目といたしまして、子供たちにどのような教育環境を残すのかといった観点から、学校の再編に対する考え方を町としてどのように整理しているのか伺います。 三つ目といたしまして、全国的に小中一貫校が増えていますが、森町における幼小中一貫教育の現状はどうか。 四つ目といたしまして、児童・生徒の減少と部活動の地域展開は切り離せない課題でありますが、部活動の地域展開の現状について伺います。 五つ目といたしまして、部活動の活動場所の課題、指導者の課題等をどのように捉えているか。 以上について伺います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）教育長。
教 育 長	（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。 榊原議員の御質問に、私、教育長がお答えいたします。 最初に、１点目の「今後の児童・生徒数の予測について」の御質問でございますが、町内の小中学校の児童・生徒数につきましては、本年度の 1,131 人に対しまして、出生数による推計によりますと、５年後が 900 人程度と予想されます。また、10 年後・15 年後につきましては、国立社会保障・人口問題研究所のデータを参考として、町で算出した出生数の予測データから推計いたします

と、あくまで概ねの数値としてではございますが、10 年後が 750 人程度、15 年後が 650 人程度と予想されます。この結果から、本町においても全国の多くの自治体と同様に少子高齢化、人口減少の影響を強く受けることが予想されます。

次に、２点目の「『子供たちにどのような教育環境を残すか』との観点から、学校再編に対する考え方を町として整理しているか。」につきましては、前回の学校再編にあたり、平成 30 年６月に開催された第１回森町総合教育会議におきまして、教育委員会から町長へ「明日の森町を築く心豊かな人づくり」の教育理念に基づき、新しい時代を生き抜くことができる子供を育成するために、学校はどうあるべきかを考えること、学校の主体である児童・生徒の「人間としての成長」に視点をあてた考え方を優先するという教育委員会としての方向性を示しました。これを受けて、町長部局の関係課により庁内での検証を行い、町としての方向性を検討した結果、教育委員会から示された学校のあり方の統一見解を尊重する結論となり、平成 30 年８月に開催された第２回森町総合教育会議において、町長から森町の小中学校の再編についての具体的な計画の提案を受けました。この提案を受けて、統合準備会を設置して委員並びに教育委員会及び関係部署の職員と再編による影響を最小限にするために検討を重ね、令和２年度、令和３年度に学校再編を行いました。再編後におきましても、児童・生徒が健やかに学校生活を送ることができるように、児童・生徒の様子について丁寧に観察するとともに、教育や学校生活の環境を学校と一体となって整えてまいりました。

議員の御質問にあります学校再編に対する考え方につきまして、現在、教育委員会としてお示しできるものはございませんが、再編によって生じた教育環境の変化により、児童・生徒がどのように変わったのか、プラス面とマイナス面を今一度検証すると共に、県内や近隣地域の学校再編の動向について情報収集しております。本年度は、教育委員会職員と現場の教職員を交えて現状把

握を行う共に、教育環境を専門とする大学教授と意見交換を行い、森町の未来の学校について、考えてまいりたいと考えております。

次に、３点目の「全国的に小中一貫校が増えているが、森町においては幼小中一貫教育の現状はどうか。」についてでありますが、議員御指摘のとおり、全国的に小中一貫校が増加しておりますが、これには施設一体型小中一貫校、分離型小中一貫校、義務教育学校といった種類があり、各自治体でそれぞれ最適であると考える種類の学校運営方法を選択しております。本町における幼小中一貫教育研究につきましては、昭和 47 年に全国に先駆けて先進的な取組として発足して以来、55 年間という長い歴史に裏打ちされた研究の積み重ねから得た成果と課題に、毎年改善の手を加えながら取り組んでおります。「森町といえば幼小中一貫教育」といわれるほど定着しており、校種の垣根を越えて連携することにより子供たちの成長段階に応じた教育を実現しております。

近年では、コミュニティ・スクールを基盤として地域とともにある学校を目指すとともに、「スクール・ワイド・ＰＢＳ」という手法を取り入れております。「スクール・ワイド・ＰＢＳ」とは、アメリカ発祥の学校規模で取り組むポジティブな行動支援のことで、特別支援教育の視点から児童・生徒の望ましい行動を伸ばす手法でございます。これまでの学校現場では、児童・生徒の問題ある行動に対して「～しなさい」や「～してはダメ」といったネガティブな教師からの言葉かけが多かったのですが、「スクール・ワイド・ＰＢＳ」では、適切な行動に対し、即座に「いいね！」というポジティブな声掛けをすることで自己肯定感を高めます。これにより、不登校・問題行動の減少や学力向上、教員の負担軽減などの効果が期待できます。

今後も、時代の変化や教育ニーズに合わせて改善を重ね、更なる充実を図るべく取り組んでまいります。

幼小中一貫教育の様子については、11 月の第２週及び第３週の水曜日に実施される各校区一貫教育の日で御覧いただくことがで

きますので、ぜひ森町の特色ある教育を御覧いただければ幸いです。

４点目の「部活動の地域展開の現状について伺う。」につきましては、全員協議会でも報告させていただきましたので、繰り返しとなりますが、最初に移行スケジュールについて説明をさせていただきます。

昨年度に「スタートアップ！Ｍｏｒｉ・Ａｓａｈｉクラブ」の実証事業を行い、現在、地域クラブ活動への移行に向けた「Ｍｏｒｉ・Ａｓａｈｉ クラブ」を行っているところです。そして、地域クラブ活動については本年９月より活動を開始いたします。また、中学部活動につきましては、先行モデルとして野球部が本年８月から休日の活動を地域クラブに移行します。平日については中学部活動として引き続きの活動となります。それ以外の部活動につきましては、令和９年９月から休日の活動を地域クラブに移行し、平日については引き続き中学部活動として継続いたします。そして、令和 10 年４月からは全ての部活動で平日も地域クラブとなり、完全に地域移行する予定でございます。本年度の中学部活動における新１年生の部活動加入率ですが、57.9 パーセントと、２年生 78.5 パーセント、３年生 80.2 パーセントに比べて低い結果となっています。要因につきましては、いくつかあるかと思われますが、部活動が地域展開した際に受け皿のない部活動については活動が続けられないといった影響もあるかと思います。

次に、今回新たに地域クラブ活動の仕組みができましたので、報告をさせていただきます。森町の地域クラブ活動は二つのタイプから構成されます。一つは行政サポート型、もう一つは自主運営型となります。行政サポート型は指導者経験、運営経験が浅い指導者が指導を行うクラブとなります。持続可能なクラブを育成するために、教育委員会が支援する形で参加費を管理し、保険料、指導者への謝金等の事務的な部分をサポートします。参加人数が少なく参加費で謝金をまかなえないクラブには、町が支援する形

になります。この行政サポート型で経験を積み、認知度が上がり、参加者も増え、自走できる段階となった時に、自主運営型へ移行して、参加料、謝金、活動日程等をクラブで設定することで自由度が高い運営となり、持続可能なクラブ運営となっていきます。指導したいが、クラブ運営までは自信がないような人がこの行政サポート型で町の支援を受けながら指導者となっていただくことで、子供たちの選択肢が増えると考えます。もう一つの自主運営型ですが、こちらは体育協会や文化協会で既に活動している団体が地域クラブの認定を受けて活動することになります。少年団等が母体となるため指導や運営も経験豊富で自主的に運営ができるクラブとなります。それぞれに参加費、謝金、活動日程等を決め、自由度の高い運営ができることが特徴となります。この地域クラブの認定要件は国のガイドラインに沿った基準としております。認定を受けるメリットとしまして使用料の減免、一部施設での優先予約、学校施設の利用、募集時の教育委員会のサポート、中体連支部大会への出場などが挙げられます。今後の準備としましては、９月から地域クラブとしての活動が始動できるように、地域クラブ認定制度の説明会や地域クラブの認定、指導者研修会、参加者募集等を進めてまいりたいと思います。

５点目の「活動場所の課題、指導者の課題等をどのように捉えているのか。」につきましては、活動場所の課題としましては、他市町では民間団体等と競合していて会場を確保することが難しいと聞きます。本町においても、今後同じような課題が発生する可能性は高いと思われます。民間のスポーツ団体、文化団体が総合体育館や町営グランド、文化会館研修室などを利用する場合、毎週特定の曜日、時間帯で活動スケジュールを決めていることが多いと思われます。そこに新しく立ち上がる地域クラブが利用しようとすると、曜日、時間帯によっては会場の取り合いになる可能性も出てまいります。そのための対策としまして、学校施設である小中学校の体育館やグラウンドを学校で使用しない時間帯を社

会教育施設として、地域クラブ活動で利用できる仕組みづくりを検討しております。それにより地域クラブ活動は主に学校を利用し、地域で活動していくという仕組みを作り、利用者全体がスポーツ活動、文化活動ができる環境を整えていきたいと考えております。

次に指導者の課題としましては、中学部活動にあるソフトテニス、吹奏楽については指導者がおらず、受け皿の地域クラブを作ることが難しい状況にあります。受け皿となるクラブが成立しなければ中学校や生徒には継続できない旨の説明をしております。その場合には、ソフトテニス部、吹奏楽部で活動している生徒には町外のクラブへ行くか、他の種目を選ぶか、何も所属しないといった選択肢となることを含めて、在籍している生徒及び入部を希望する生徒には事前に伝えております。今後、新たな指導者が現れた際には、地域クラブを立ち上げることが困難となる場合も予想されます。ひとりではクラブ運営はできないため、Ｍｏｒｉ・Ａｓａｈｉクラブで活動していただいている指導者や指導者の登録をしていただいている人に情報提供をし、マッチングする取組を検討しているところでございます。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）御答弁ありがとうございます。

まず児童・生徒数の予測といったところで５年後に 900 人、10 年後に 750 人、15 年後に 650 人。これはあくまで国立社会保障・人口問題研究所の推計によるものということでございました。この人口推計の中で使う数字としまして、低位推計、中位推計、高位推計と、この三つがあるのですけども、そのうち低中高、どちらの推計を使った数字がこちらになっているか教えてください。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

課　　長　榊原議員の再質問にお答えします。

ただいまの社人研の人口推計のデータはどのデータを使ったのかという御質問でございますが、手元にその根拠となる資料がありませんので、また後ほど確認して御報告させていただきたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）この生徒数の予測が今後の森町の教育を考えていく中で一番基礎となる数字で、一番重要なものだと思っております。その中で、特殊出生率いわゆる出生率になるのですけども、そのコロナ前とコロナ後で変わっているという認識で私はおります。つまりどういうことかといいますと、2001 年の中位推計が 1.3、低位が 1.17 であったのに対し、実績は 1.3 でありました。2022 年は中位推計が 1.25 で、低位推計は 1.11 で、実績が 1.26、そういった中でまたコロナの問題が起こりまして、その後、2024 年になりますと、実際の出生率が 1.15、低位で見ていたものが 1.12 で、中位が 1.27 といったところになります。直近の 2026 年におきましてもこの低位推計で推移されるのではないかといったニュースが最近出ておりますので、今まではおそらくどの行政機関もこの中位を使ってきたと思うのですけども、今後はこの低位推計を使ったような試算をしていかなければいけないといった認識でおりましたので、質問をさせていただきました。

（１）については以上でございます。

それでは（２）に移ります。子供たちにどのような教育を残すのかと、その再編についての考え方について再質問させていただきます。

平成 30 年の時に総合教育会議といったもので１回方向が示されたということでございます。ここ２～３年におきまして、やはり子供の出生率、出生数がものすごく急激に３年間減っているといったのが現状でありまして、そこの数字が減っているということは、今後 10 年後にはその減った生徒がそのまま 12 年後には中学生とかになります。そういった中で 10 年、20 年を見据えた議論

が今からでも必要であるといった認識であります。そういったことで重要なのは、その人数とか学校の校舎を維持することではなくて、子供に十分な教育環境をどのように残していくのかといった観点から組織的に今後検討する予定があるのか、それについて伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

榊原議員の再質問にお答えします。

今後、学校再編等について、組織的に検討する予定があるかということでございます。

先ほど教育長の答弁にもございましたけども、今年度、学校現場、教育委員会、教育環境を専門にした大学の教授に御意見をいただきながら、この後、人口やもちろんその設備の問題とか、いろいろな状況が変わってきておりますが、例えばＧＩＧＡスクールで整備されたタブレットとか、いろいろな諸条件があると思いますけども、それも含めましてどういった環境が森町の子供たちをより良く育てるための環境になるのかということは検討することになろうかと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）御答弁ありがとうございます。

学校の統廃合、再編については、教育の問題ではあるのですけども、学校は地域コミュニティの核としての役割もございます。学校の再編は、いわゆる教育問題だけではなく、より広い観点から地域づくりの政策であると考えております。つまり学校の再編は、地域政策、スクールバス等も含めた地域公共交通をどうするか、お父さん、お母さんに森町を選んでもらう、若者の定住とそういったより幅広い戦略を考えていく必要がある問題だと捉えております。そういった意味で、今おっしゃった構成員の中により広い観点で、若者、定住であれば定住推進課職員であったり、いろいろな専門家とより広い観点から話し合う、そういった体制を

町としては整えることができるのかどうかといった点について伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）教育長への質問でございますけれども、全庁的なということでございますので、私からお答えをさせていただきます。

１回目の答弁で申し上げましたように、森町は平成 30 年度に統合に取り組んでおります。その際にも様々な視点から統合について、学校教育をどのように考えて、何を尊重すべきかという議論が行われた中で、１回目の答弁でお答えいたしましたように、「明日の森町を築く心豊かな人づくり」の教育理念に基づき、新しい時代を生き抜くことができる子供を育成するために、学校はどうあるべきかを考えること、学校の主体である児童・生徒の「人間としての成長」に視点を当てた考え方を優先するという方向性を教育委員会から示され、私もそれに同意をした次第でございます。ですので、様々な観点から考えなければいけないということは、当時も同様に課題として考えておりましたけれども、その中で何を最優先すべきかということで、教育委員会から方向性が示されたわけでございます。そういったこれまでの学校統合の経験を踏まえ、次に訪れてくるといいますか、備えるべき統合についてもこれまでの経験を踏まえて、全庁を挙げた各視点からの意見を取り入れながらの再編の検討になっていくものと考えております。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）広い観点から考えていく問題だといった認識で、同じ認識であるといった御答弁でございました。そういった意味からもより早い段階で、もう既に出生数が少ない年代が続いているといったことが出ています。より早い段階からこの問題について取り組むべく組織的に政策を議論する場が必要だと思うのですけども、そういったことを御予定はあるかどうかについて最後に伺います。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）教育長。
教 育 長	（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。 ただいまの榊原議員の早急に取り組む予定はあるかという趣旨の御質問かと思われますけれども、先ほどの答弁で申しましたようにまず今年度、教育委員会内あるいは学校関係者、大学教授等を踏まえて勉強会という形で取り組んでまいります。まだ確定はしておりませんけれども、その年数回の学習会を経て、その後、組織を立ち上げて、できるだけ早く検討していくという予定でございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。
１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）以上の点については承知いたしました。 小中一貫教育も昭和47年から行われているということで、全国的に誇るべき先進的な事例であるということも承知をしております。その中で森町らしさといったところで、例えばその小学校、中学校の教員の乗り入れの授業といいますか、小学校の教員が中学校に行って授業する、中学校の教員が小学校に行って授業するといったような、幼小中で、一番良いのが小学校から中学校に行ったときに不登校が増えてしまうとか、そういったのを防止できる、抑制できるといった効果もあると聞いております。そういった乗り入れ事業とかは可能であるかどうかについてお伺いをいたします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）教育長。
教 育 長	（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。 ただいまの榊原議員の御質問にお答えしたいと思います。 小中の乗り入れ事業につきましては、実は平成の時代にはかなり頻繁に行っておりました。まだ３校体制の時に特に頻繁に行っていたのは、旧泉陽中、三倉小、天方小では教員が音楽や図工、体育の授業で乗り入れ授業を行っておりました。その後、森中校区におきましても、小学校にいる英語の免許を持った教員が中学校に行って英語の授業やり、中学の体育の免許を持った教員が小学

校行って体育の授業やるといった乗り入れ授業やっておりました。現在、旭が丘中学校区では、県の事業として専科の授業、教科担任制を導入するという意味もありまして、旭が中の数学科の教員が宮園小へ行って授業をやるということを実際行っております。その前には体育の授業だったり、理科の授業をやって、そういう乗り入れの授業は実際にこれまでも実施をしております。今後、例えば近いところであれば、例えば森小、森中等であれば授業の乗り入れということは可能ですが、ただ移動となると授業の３時間分、１時間の授業やるのに３時間近く時間を取ってしまうということもありまして、その辺の時間割の組み方、それから教科担任、学級担任あるか、なしか等いろいろ制約がございまして、本当にあればもちろん効果が非常に大きいわけですけれども、今後も小中乗り入れのことについては、研究を進めて可能な限り実施はしていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）ありがとうございます。

小中一貫については承知をいたしました。

４番目、５番目の部活動の地域展開といったことですが、御答弁で納得をいたしましたので、ありがとうございます。全員協議会で聞いた内容ではありましたが、より詳しい御説明でありましたので、本当にありがとうございました。

それでは２番目の質問に行きたいと思います。

二つ目の質問につきましては「児童・生徒に対する各種検定の補助制度の創出について」でございます。

静岡県の教育大綱基本理念は、未来を切り開く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現であり、人口の減少、変化の時代において、子供たちに必要なのは未来を切り開き、社会を生き抜く力であります。

（１）そこで、漢検、数検、英検などへの挑戦は、その力を育み、成功体験にもつながる貴重な機会となります。一方で受験料

の負担による機会格差、また地域により支援の有無による機会格差も生じる懸念もあることから、検定受験料への支援を検討できないか伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

教 育 長　（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。

榊原議員の御質問に、私、教育長がお答えいたします。

議員御案内のとおり、各種検定への挑戦は、数ある学習機会の中で、その力を育み、成功体験にもつながる貴重な機会となる一つであると認識しております。

本町では令和５年度から文化会館において、一般的に英検と呼ばれる実用英語技能検定の受検会場を設け、令和５年度には 28 人、令和６年度に 19 人、令和７年度に 37 人が受験しております。また、令和５年度の受検者は中学生のみでしたが、令和７年度は小学生受検者が 12 人、受検者全体の３割を超えており、より早い時期から挑戦する意欲を持つ児童・生徒の増加に寄与しているところです。

本町では、現在、各種検定の検定料の直接的な補助は行われておりませんが、本年度からは英語検定に加え、一般的に漢検と呼ばれる日本漢字能力検定及び数学検定・算数検定と呼ばれる実用数学技能検定の受検会場を設けることで、受検機会の拡大を図る取組を行っております。本年度７月 10 日に実施する漢字検定の募集を４月 10 日から６月９日までの２か月間で行った結果、主な対象である小学校５年生から中学校３年生までの児童・生徒 680 人に対して応募件数が 22 人、率にして約３パーセントの申込みとなっております。町で受検会場を設けることにより、英語検定と漢字検定では準会場として扱われ、本会場又は公開会場に比べ、安価な金額で受検することが可能でございます。また、数学検定・算数検定においても、団体受検をすることにより、個人受検に比べて安価な金額で受検することができます。これにより、受検料の軽減につながると認識しております。一方で、これらの検定は、

学習塾を通して受検する児童・生徒も多いと考えられる現状です。検定料の補助といった施策を検討する際には、そういった児童・生徒との平等性の確保も考慮する必要があると考えております。各種検定の検定料の直接的な補助は現在検討しておりませんが、児童・生徒の学習機会の拡大につながる取組を今後も引き続き進めてまいります。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）直接的な補助は現段階では検討はしていないといったことでございました。そういった中で自治体による格差といったものが生じてくると思っております。具体的には中学校を卒業すれば多くの中学校の生徒が森町以外の高校に進学をします。そういった中で、自治体でそういった検定試験に対して、支援をしていた自治体と支援をしていなかった自治体において差が生じてはいけないと思っております。学習の支援の差が教育の格差につながる、そういったことを抑制していかないといけないと。そういった中で隣の袋井市では英検チャレンジ制度といったものを行っておりまして、市内の中学校を受験会場として行っているところもあります。そういった中で、100 人を超えるような生徒が受けているといった、それも平成 28 年から実施していると聞いております。そういった継続的な取組が今後５年、10 年とそういったものが、隣ではやっているけど森町ではやってないということが起こると、ますますそういったもの、格差が広がってしまう懸念があると考えております。その点についてどうどのようにお考えかをお伺いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

学校教育　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

課　　長　榊原議員の再質問にお答えします。

英検検定等の補助を行っている、行っていないと、支援の有無が教育の学習の習得の格差にならないようにというような御質問

かと思います。

今回の御質問の以前から近隣の状態状況や県内の状況等も確認はさせていただいているところでございます。積極的に補助を行う取組をしている自治体があることは承知しております。令和７年度の調査によりますと、県内で７市町が補助を行っているというような状況を確認してございます。確かに隣の袋井市につきましても、以前から積極的に英検の受験料の補助を行ったりしているところは確認しているところでございます。

先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、受験料の補助だけではなくて、元々学習塾での受験とか、いろいろな受験の機会を捉えて生徒の皆さんは受験されているかと思います。そういった中で、森町についても受験会場を設置しまして受験料そのものではなくて、その受験機会の確保ということで取り組んでいるところでございます。その結果どうなるかというところは、私たちでは十分に分かるところではございませんが、袋井市におきましても、今年度については補助金の支給は行わないということと、会場についても設置をしないと確認しております。近隣がどうというだけではなくて、以前の答弁でも申し上げましたとおり、森町についてはＡＬＴを各校一人配置するなど英語学習において、検定そのものではございませんけれども、学習を充実させておりまして、英語の授業、英語だけではないですけども、学校生活、授業が楽しいと感じられるようなきっかけを作って、英語に興味を持っていただくというところから取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）現段階では補助制度は難しいということで承知いたしました。

それでは次の質問に移ります。

三つ目としまして、「首長や議員等によるパワーハラスメント等の防止体制について」お伺いをいたします。

３月の一般質問で職員に対するカスタマーハラスメント対応指針の制定を提案し、前向きな御回答がありました。一方で近年、全国の自治体で首長、議員等によるハラスメント防止条例の整備が進んでいます。職員が安心して政策提案できる環境づくりとして、全方位型の体制整備が必要であると考えております。

一つ目といたしまして、森町における首長・議員等のハラスメント防止体制の現状はどうか。

二つ目といたしまして、ハラスメントに対する再発防止策としての当該条例を制定するケースがありますが、他自治体で進む首町、議員等を対象としたハラスメント防止条例をどのように認識しているか。

三つ目としまして、人材の確保、政策提案できる環境づくりの観点から、今後条例や指針を含めた制度、整備についてお伺いをいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）　榊原議員の御質問にお答えいたします。

職員が安心して職務に専念し、町民福祉の向上に向けて積極的に政策提案できる職場環境を整備することは、行政運営の基盤であり、職員の人材確保や定着の観点からも重要な課題であると認識しております。

１点目の「森町における首長、議員等のハラスメント防止体制の現状はどうか。」につきましては、本町におきましては、森町職員のハラスメント防止に関する規程を定め、職員が安心して働くことのできる職場づくりに努めております。ハラスメントに関する相談については、現在、総務課を中心に職員からの相談を受ける体制を設けており、必要に応じて事実確認、職員への配慮、再発防止に向けた対応を行うこととしております。一方で、議員御指摘のとおり、近年は、住民等からのカスタマーハラスメントに加え、職場内の上下関係、職員間、さらには首長や議員等を含む

公務に関係する様々な立場からの言動についても、職員が安心して相談できる体制の整備が求められております。現状では、首長、議員等によるハラスメントを個別に想定した独立の条例や指針は設けておりませんが、職員から相談があった場合には、相談者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、必要な対応を行うこととしております。

２点目の「ハラスメントに対する再発防止策として当該条例を制定するケースがあるが、他自治体で進む首長、議員等を対象としたハラスメント防止条例をどのように認識しているか。」につきましては、近年、全国の自治体において、首長や議員等による職員へのハラスメントを防止するため、条例等を整備する動きが見られるものと承知しており、県内で首長の条例を定めているところはなく、沼津市議会がハラスメント防止条例を制定していることを確認しております。これらの取組は、職員の人格や尊厳を守り、安心して職務に取り組むことができる環境を確保することを目的としたものであり、また、職員が萎縮することなく意見を述べ、政策提案を行うことができる組織風土づくりにも資するものと認識しております。特に首長や議員等は、職員に対して一定の影響力を持つ立場にあります。そのため、指導、質問、要望、政策的な議論と人格を否定する言動や過度な叱責、不当な要求等との線引きを明確にし、双方にとって適切な関係を構築することが重要であります。一方で、議員活動については、議会の自律性や議員の調査権、発言の自由、政策提言機能との関係にも十分配慮する必要があります。そのため、議員を対象とする制度整備に当たっては、当局のみで一方的に進めるのではなく、議会側との協議を丁寧に行い、町全体として共通認識を持つことが必要であると考えております。したがいまして、他自治体の条例については、職員保護と健全な行政運営の観点から参考となる取組であると認識しております。

３点目の「人材の確保、政策提案できる環境づくりの観点から、

	今後、条例や指針を含めた制度整備について伺う。」につきましては、少子化や民間企業との人材獲得競争が進む中で、自治体においても職員の確保、育成、定着は大きな課題であります。職員が安心して働き、積極的に政策提案できる環境をつくることは、今後の行政運営にとって不可欠であります。そのためには、ハラスメントを許さないという組織としての明確な姿勢を示すとともに、相談したことによって不利益を受けない仕組みを整えることが重要であります。 　今後の制度整備につきましては、条例の制定は、町としての姿勢を明確に示す効果がある一方で、対象者、調査権限、措置内容、公表のあり方など、慎重に整理すべき事項もあります。そのため、直ちに条例制定を前提とするのではなく、まずは他自治体の事例や国・県の動向を調査研究し、本町の実情に即した実効性ある制度のあり方を検討してまいります。また、議員に係るハラスメント防止の仕組みにつきましては、議会の自律性に関わる事項でもありますので、ハラスメントの未然防止と抑止の観点を踏まえ、議会において御検討いただきたいと考えております。 　以上申し上げまして答弁といたします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。
１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）まず１番目の森町におけるハラスメントの防止体制といったところでございます。 　こちらについては基本的には総務課が対応しているということでございます。外部への相談する組織といいますか窓口、そういったものがあるかどうかについて伺います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 　職員のハラスメントの相談、訴えをする場所につきましては、役場ですと総務課、教育委員会ですと学校教育課、あと森町病院というところに設置をされております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）外部の相談窓口というと例えば弁護士事務所等と提携している等そういったところに相談する窓口があるかどうかといったところはいかがでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）苦情相談、ハラスメントということを含めますと、県人事委員会に訴えるということは可能でございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。
１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）ハラスメントの防止体制の現状については承知をいたしました。 　ハラスメントの条例ですけども、全国的に制定しているところが増えてきてはおりますが、静岡県ではまだそれほど制定をされていないということでございます。全国的では何かそういったハラスメントの事案があってその防止策であったり、その対応策として制定をされているといったケースもございます。しかしながら、問題が発生してからではなくて、組織の信頼を高めるために事前に明確に条例といった形で、ルール化する自治体もあります。ハラスメント防止の体制は、働きやすい環境づくり、優秀な人材の確保、若手職員の離職を抑制すると、そういった様々な課題と表裏一体を成すものであると認識をしております。そのため、心理的な安全性の高い組織といったその組織づくりに不可欠なものであります。その中で先ほど町長の答弁にもありましたが、条例に限らず指針といったものも含めた制度、これについては首長と行政側と議員とは別に議論した方が良いではないかといった御指摘もありましたが、そういったものを今後研究していくといったことでございましたが、その研究のスケジュール等、具体的にありましたら教えてください。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 　榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

検討のスケジュールでございますけども、具体的なスケジュール、目標というものを現在設置してはおりません。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）現在のスケジュールはないといったことですが、スケジュールを作る計画はあるかどうかについてお伺いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）総務課長。

総務課長　（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今のところ、そういった計画は持っておりません。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）研究はするけどもスケジュールが現在ないと、そのスケジュールを計画する予定もないといったことで承知をいたしました。

そういった中で先ほど町長の答弁にもありましたが、議会のパワーハラスメントの問題と首長をはじめとする行政職の中におけるハラスメントの問題では問題となる点が異なるので、少しテクニカルな形になるのですけども、全国的にはそれを一体として含めた形で条例を制定されているケースもございます。しかしながら、多くは議会のハラスメントと町長をはじめ首長によるハラスメントのその両方条例があるのですけども、分けて制定するケースが全国的には一般的です。その中でも、その議会におけるハラスメント防止条例といったもののみ制定している自治体が実際のところは多いです。そういったものが現状ですけども、その設定の仕方といったそのテクニカルな問題もまたその次の問題になってくると考えていますが、例えばその議会でそういったパワーハラスメントの防止条例を、仮に検討していくといった場合には、町におけるその姿勢、言葉遣いとかそういったものも含めた整合性が必要になってくると思います。そうなった場合には御協力をいただけるのかどうか、その点について伺います。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）総務課長。
総務課長	（　平 田 章 浩　総務課長　）総務課長です。 榊原議員の質問にお答えをさせていただきます。 状況に応じまして相談には応えていきたいと思います。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。
１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）ありがとうございます。 現段階ではそこの条例までといったところは当局側では難しいといったところで認識をいたしました。 質問については以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩といたします。 （　午後　２時１８分　～　午後　２時３０分　休憩　）
議　　長	（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き一般質問を行います。 ここで、福祉課長から発言を求められていますので、これを許します。 福祉課長。
福祉課長	（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。 先ほど一般質問の中で、小澤議員の質問に対して答弁ができなかった点がありますので、そちらについて改めて答弁をさせていただきたいと思います。内容については、ペアサポーターの同行訪問が可能かどうかというような御質問でございました。静岡県民生委員・児童委員協力制度実施要綱の中では、職務といたしましては、ペアサポーターは民生委員の活動範囲において、民生委員と連携し、その指示及び指導の下、高齢者、障がい者、児童等がいる家庭への訪問等を行うこととなっておりますので、同行しての訪問は可能ということになります。また、実際に県のペアサポーターの状況ですけれども、民生委員の経験者ですとか、先ほど小澤議員おっしゃられたとおり親族、それから町内会の役員等の経験者がペアサポーターということで、実際に活動をしていただいているという状況です。町の中でもやはり親族も元民生委員が

中心となって活動していただいているという状況となっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）続いて、学校教育課長から発言を求められていますので、これを許します。

学校教育課長。

学校教育課長　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

先ほどの榊原議員の御質問の中で人口推計の基となっているデータについての御質問ですけども、お答えできない部分がありましたのでお答えさせていただきます。国立社会保障・人口問題研究所からデータをとっておりますけども、御質問の件ですが、中位の値を取って計算しております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）それでは４番、佐藤嘉彦議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

４番議員　（　佐 藤 嘉 彦　議員　）４番、佐藤でございます。

通告どおり、一問一答方式により町長にお伺いをいたします。

「ジャンボタニシ（スクミリンゴカイ）とモグラによる水田被害の実態と対策について」お伺いをいたします。

近年、水田におけるジャンボタニシにおける水稲被害が深刻化している。ジャンボタニシは田植え直後の柔らかい苗を食害し、甚大な被害をもたらす。さらに生息域の拡大が強く懸念されるところでございます。また、モグラの掘削活動は田の畔に空洞を作り、そこから漏水や畔の崩壊を招いている。これによって空洞の穴埋め作業がその都度度々発生をし、農家の修繕負担を増大させているのが実態でございます。

そこで以下の４点についてお伺いをいたします。

（１）ジャンボタニシによる被害面積の推移被害が顕著のエリアをどのように把握しているか。

（２）現状のジャンボタニシ捕獲機購入費補助に加え、石灰窒素等の登録農薬の薬剤購入等に対する支援策を検討する考えはあ

るか。

（３）モグラによる被害を最小限に食い止めるため忌避剤、あるいは超音波機器等の防除資材等の購入に対する支援について、町の見解をお伺いいたします。

そして（４）生産者個人の取組だけでは繁殖力の高いこれらの生物による被害を食い止めるには限界があると。今後、①被害実態を迅速に集約・共有できる体制整備、②個別の農地単位ではなく、水系・集落単位での一斉防除を支援する仕組みづくり等、より効率的・組織的な防除体制を構築する方針はあるかお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、ジャンボタニシ（スクミリンゴカイ）の発生は、田植えを行った後の田面水の水温が 17 度上になると活発に活動すると言われているため、５月中旬に田植えを行うコシヒカリ、キヌムスメの苗に被害が多く、田植えから３から４週間くらいで葉が３から４枚になる頃まで、この時期は稲が柔らかくて食べやすいため集中して被害に遭いますが、稲が成長し、茎や葉が堅くなるとジャンボタニシは食べなくなると伺っております。また、被害を防ぐための対策としては、ジャンボタニシは深く広い水を好むため、水田の水を浅くする浅水管理を行うことで、活動や移動を制限できると伺っております。

１点目の「ジャンボタニシによる被害面積の推移、被害が顕著なエリアをどのように把握しているか。」についての御質問でございますが、過去を遡りますと、平成 26 年頃に黒石地区でジャンボタニシの生息が確認されて以来、現在では、葛布、一宮（伏間）、草ケ谷、中川、牛飼、飯田、睦実地区で生息が確認され、年々その生息域が拡大し、本年度に役場職員が目視による調査を実施し、

ジャンボタニシの個体とピンク色の卵を確認できた圃場は 63 筆あり、その面積は約 10 ヘクタールとなっております。このうち、被害をうけたと思われる圃場は 25 筆ありました。被害面積としては、１筆のうちの一部の範囲であるため、約 150 平方メートルとなります。被害が顕著なエリアとしては、中川下地区で７筆のうち６筆に被害がみられ、約 90 平方メートルの被害面積となります。また、個体が多数確認できたエリアといたしましては、稲門で申し上げますと、新堀川周辺エリアにおいて発生が確認されております。

２点目の「現状のジャンボタニシ捕獲器購入補助に加え、石灰窒素等の登録農薬の薬剤購入等に対する支援策を検討する考えはあるか。」につきましては、ジャンボタニシの防除に効果のある登録農薬については各種あり、議員御案内の石灰窒素もその一つであります。石灰窒素の散布にあたっては、水田に水を張る必要がありますが、水稲の収穫後、レタスを定植する水田では、現在行っていない状況であります。秋期に散布を実施することで、越冬個体の減少につながるとされておりますが、先ほど申し上げた生息面積約 10 ヘクタールの中で耕作している農業者の中にはレタスの作付けを行っている人も含まれており、個体を確認した圃場全てで石灰窒素の散布を行えていない状況であります。また、ブロックローテーションで取り組まれている地域や水稲のみの作付けを行っている人もいるなど、各農業者の作付け体型状況からも散布できる薬剤や散布時期も異なるため、今後、生息域拡大防止を図り、農業者の作付け実態に合わせた防除対策となるよう、薬剤購入に対する支援策について検討してまいりたいと思います。

３点目の「モグラによる被害を最小限に食い止めるため、忌避剤や超音波機器等の防除資材等の購入に対する支援について」、町の見解につきましては、現在、各地区において畔の空洞により、水田から水の漏水があるというお話は伺っているところであります。その対策には、議員御案内のとおり、忌避剤や超音波機器等

の資材が知られているところでありますので、今後、効果が高く必要な防除対策をＪＡ等関係機関と連携して研究・検討してまいりたいと思います。

４点目の「生産者個人の取組だけでは、繁殖力の高いこれらの生物による被害を食い止めるには限界がある。今後、『被害実態を迅速に集約・共有できる体制整備。』『個別の農地単位ではなく、水系・集落単位での一斉防除を支援する仕組みづくり等、より効果的な防除体制を構築する方針はあるか。』」につきましては、現在、ジャンボタニシによる被害状況については、ＪＡや農業者への聞取りから情報を収集し、職員による現地確認の上、被害の把握に努めており、今後も同様にＪＡ等の関係機関との連携を密接に行い、情報の共有と集約に努めてまいります。また、効果的な防除体制の構築につきましては、議員御案内のとおり、一斉防除は効率的な方法であり、昨年度にＪＡがジャンボタニシの生息が確認できた圃場（ほ）12 ヘクタールに対し、ドローンによるスクミノン 502 キログラムの一斉散布を行った経緯もございます。しかしながら、昨年度一斉散布を行った圃場（ほ）につきましては、本年度もジャンボタニシの個体や卵が確認でき、根絶に向けては継続的な対策が必要となります。また、集落が小さい地域、入作が多い地域と様々である中、一斉散布の実施は現実的に難しいと考えられます。

現在、町といたしましては、ジャンボタニシが発生した農地単位でスクミノンや石灰窒素の散布に加えて捕獲器の設置など、複数の手法を用いて、農業者が一体となった対策を実施していくことが被害防止と生息範囲拡大防止に効果的であるものと考えておりますが、ＪＡ、中遠農林事務所、関東農政局などの関係機関とも連携し、一斉防除に係る補助金の検討を含め、効果的な防除対策について検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員	（　佐藤嘉彦　議員　）４番、佐藤です。 例えばジャンボタニシ、そしてモグラによる水田被害の実態と対策ということで御答弁をいただきました。 質問の順番に沿って再質問をさせていただきたいと思います。 まず（１）についてでございます。これにつきましては、被害状況については既に見える化されているということでございますので、これについては了解でございます。 次に（２）についてでございます。登録農薬の薬剤行為に対する支援策を検討する考えはあるかという点でございます。御答弁では、石灰窒素についてはその効果を認めつつも、三毛作のような活用の回転が速い水田ではなかなか使いにくいのではないかと。それから各々の作付け状況によって薬剤散布の内容であるとか、タイミングにずれがあると、そういった課題も踏まえつつ、被害拡大防止のための支援策を検討していただくという御答弁だったと思いますが、そこで今後の検討スケジュールについてお伺いをしたいと思います。例えば御存知だとは思いますが、農水省の防除対策マニュアルというのがありまして、そこには使用時期に合わせた様々な登録農薬が商品名と一緒に掲載をされておりますので、こういったものを参考に柔軟な支援策、きめ細かい支援策が設計可能なのではないのかなと考えてもいるわけですけども、こういった点も踏まえて、今後の検討について、いつまでにどのような方法で検討を進めていくのかと現在お持ちの考えがあれば教えていただきたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。
農林政策課長	（　栗田俊助　農林政策課長　）農林政策課長です。 佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。 具体的なスケジュールはどうかというような御質問であろうかと思います。現時点では、町長の答弁でもありましたとおり、個々の作付け体系の違いとか、水稲が終わった後のレタスの定植もありまして、それから当然、水稲の後のレタスの作付けといいます

と、その後レタスについては、水を入れてはいけないという問題もございますので、稲刈り後の水の問題、それから一斉散布における環境への影響の課題、様々な課題があろうかなと思っております。それらの課題を整理したうえで、森町における効果的な対策がどういうものがいいかというようなところＪＡとか生産者と共に農薬効果のなども検証しながら、時期については、皆さんと話していった中で判断をしていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐藤嘉彦　議員　）４番、佐藤です。

ただいまの（２）の答弁については了解でございます。

それから（３）のモグラの関係でございます。これについても効果的な防除対策をＪＡ等と情報共有を含めて連携、研究していくという答弁でございましたので、この点についても引き続きよろしくお願いをしたいと思います。了解でございます。

それから（４）の質問ですが、まず（４）の①集約・共有できる体制の整備については、引き続きＪＡ、そして生産者へのヒアリングであるとか、職員による現地確認ということで、情報の集約化、共有に努めていくという答弁でございましたので、この点についても引き続きよろしくお願いをしたいと思います。了解です。

そして②の答弁の関係でございますけれども、農薬の一斉散布がこの地域ではなかなか地域特有の課題もあり、結論的にはその個々の農地単位で農薬散布と捕獲器を組み合わせるとか、そういったここでの対応がむしろ現実的ではないかという御答弁だったと思いますが、ただ被害の未然防止であるとか、拡大防止にはやはりその地域一丸となった取組も必要不可欠ではないかと考えていて、例えば用排水路の一斉清掃であるとか、その田面の塊の一斉除去と、そういった共同作業をすることによって少しでも被害の拡大を抑えられるのではないかなと。こういう取組を促進するために町が主体となって、ＪＡとか生産者と連携をして、その地

域の被害状況に合わせた防除対策、これを推進なり、支援をしていくと、そういった体制を構築する検討はこれからと考えているかどうかという点をお伺いしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課長　（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。

佐藤議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、稲門の新堀川の近くで発生をしているよというような答弁がありましたけれどもそういった中で先ほど排水路の一斉の掃除とか、そういったものを共同でできないかというような御質問であろうかと思いますけれども、３年ぐらい前に一度、排水路にタニシが出ているというところで、職員でできる限りのところで水路を掃除したというような経緯もございますが、なかなか農家の皆様、またＪＡと、どのような体制でやっていければそういったものができるかというところもありますが、なかなか延長が排水路で申し上げますと長くて、また新堀で言いますと稲門の中にちょうど堆肥を加工するところがございますけれども、そこから中川下までの川が割と長い距離があります。タニシが排水路に落ちて、それが川の方に流れていってしまいますので、全体を掃除していくのはなかなか困難なことかなとも考えられますので、またどのような形の中でそういった対策ができるかというところもまたＪＡを含め、関係機関と対応についてはまた検討していきたいなと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐 藤 嘉 彦　議員　）４番、佐藤です。

了解です。

ちなみにこういった防除対策の実施にもし財源が必要だということであるならば、農林水産省の消費安全対策交付金というものもメニューとしては用意されているのではないかなと思いますの

で、そういった財源確保も図りながら町の対策を講じていただければなと考えているところでございます。昨今、生産者の高齢化であるとか、担い手不足がやはり課題となっているという現状も踏まえていただいて、より現状に踏み込んだ積極的な政策姿勢を示していただくことを期待しまして、１番目の質問終わりにしたいと思います。

続きまして、次の質問へ移らせていただきます。

「太田川親水公園左岸河川敷の有効活用について」ということでございます。

令和８年度の当初予算における「もりのベーションまちづくり実行予算」の執行は町の魅力を次世代へつなぐ重要な施策であると認識している。この施策に取り組むうえで、まちの中心を流れる太田川は、本町の歴史的景観を形成する象徴的な存在であり、地域資源の核となるべきものであると考えます。しかしながら太田川親水公園左岸の河川敷に目を向けると、これまで十分な手が加えられておらず、雑草等が繁茂している状況が見受けられます。現在はボランティア団体による年数回の草刈り作業により、かろうじて維持されているのが現状でございますが、年間を通しての景観維持には、なかなか限界があるというところでございます。遠州の小京都森町の玄関口に近いエリアということで、現在の状況はブランドイメージとの乖離（かい）を招いているのではないかと考えるところでございます。

そこで、貴重な資源である太田川親水公園左岸の河川敷を単に草を刈る対象としてではなく、親水公園としてより積極的に活用すべきと考えます。カバーを活用したまちづくりに取り組むことにより、地域住民のウェルビーイング（幸福度）が一層高まるだけでなく、来訪者にとっても「もりのベーションまちづくり」が目指す地域資源を生かしたまちづくりの魅力を発信する場となるのではないかと考えるところでございます。

以上のことから次の３点について町の見解をお伺いをいたしま

す。

（１）親水公園左岸河川敷の現状（景観であるとか、維持管理の状態）について、町はどのように評価をしているか。

（２）県管理の河川敷を町が親水空間として整備活用していくことの可能性について、どのような認識を持っているか。

（３）親水公園左岸河川敷の整備活用に向けた検討について、県との協議を含め、今後、調査・研究を進める考えはあるか。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに太田川についてでございますが、太田川は町にとりましても、森町総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、景観計画等において、重要な自然環境、景観として、太田川の水辺空間の有効活用や河川景観の保全活用等が位置づけられております。また、遠州の小京都森町の由来となる志賀重昂の森町之賦にも太田川が詠まれております。

議員御指摘の太田川親水公園左岸河川敷についてでございますが、平成２年度頃から県が市町と連携した地域密着型の河川整備を目的とした「静岡県みずべプラン 21 推進事業」の一環として、地方特定河川等環境整備事業として河川改修と併せ、水辺空間の創出のため県が事業主体となり、太田川親水公園を整備しております。整備にあたりましては、河川管理施設及び修景施設整備について県と町が協定を結び、河川改修及び管理施設は県が施工し、町が修景施設としての上物整備を基本的に施工しております。太田川親水公園右岸の上物整備としましては、平成６年度に公園広場整備、平成 10 年度に南側トイレ整備以降、あずまや、北側トイレ、照明灯整備等を施工し、現在の公園となっております。その中で、太田川親水公園整備の当初計画におきましては、平成２年度に県が実施した基本計画では、両岸を公園整備する計画とな

っておりました。しかしながら、親水公園左岸河川敷の公園整備に至らなかった経緯等詳細につきましては分かりませんが、平成11年度に護岸等の河川改修事業は施工完了している状況となっていると把握しております。

１点目の親水公園左岸河川敷の現状（景観や維持管理の状態）について、町はどのように評価しているかについての御質問でございますが、平成18年３月、太田川親水公園を森町都市公園条例における都市公園とした際、公園としての整備、管理状況等から判断し、右岸のみを都市公園としております。これまでも左岸の維持管理につきましては、町のみでなく、地元住民、議員、さらには諸団体の皆様など多くの人々に御協力いただき、定期的に草刈り等は実施してまいりましたが、公園として利用できる状況ではなかったと認識しております。現在は、地域団体の睦実憩いの広場管理ボランティア会長、畑中篤氏が令和５年８月に県リバーフレンドシップを締結し、また町の協働のまちづくり推進事業補助金を活用し、森町納涼花火大会前を含む年３回、県からラジコン式草刈り機を借り、日常管理を行っていただいており、日頃の御尽力に感謝申し上げます。ただ、議員発言のとおり、単に草を刈る場としてではなく、住民等が水辺空間として活用できるようにすることで、地域住民のウェルビーイングにつながることも考えられ、町といたしましても前述のとおり、草等が繁茂している現状につきましては、維持管理や活用検討の必要性を感じております。

２点目の県管理の河川敷を、町が親水空間として整備・活用していくことの可能性について、どのような認識を持っているかにつきましては、例えば、公園整備手法としましては、町が事業主体となるケース、民間活力連携によるケース等も考えられますが、「みずべプラン21推進事業」による太田川親水公園の整備にあたり、町は右岸4.46ヘクタール、左岸1.08ヘクタールの両岸合計5.54ヘクタールについて、現在、県河川占用許可をとっており、

日常管理は町管理となっております。そのため河川区域ということで、できること、できないことの制約がありますが、遊歩道等の整備については河川占用許可の変更により可能であると考えております。

３点目の親水公園左岸河川敷の整備・活用に向けた検討について、県との協議を含め、今後、調査・研究を進める考えはあるかにつきましては、公園整備となりますと整備事業費、維持管理等を伴うことになります。しかしながら、町にとっての太田川の重要性につきましては認識しているところでありますので、町、地域住民及び県等と連携し、有効な活用方法等について調査、研究を進めていく必要はあると考えております。

いずれにいたしましても、町にとっても重要な自然景観であり象徴でもあります太田川の水辺空間の活用や保全が地域住民のウェルビーイングにつなげていくことは重要であると考えております。以上、申し上げまして答弁といたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐藤嘉彦　議員　）４番、佐藤でございます。

ただいま御答弁をいただきました。

（１）、（２）については承知をいたしました。

そして（３）について、今後調査研究を進めていく考えはあるかという点について、再度、質問をさせていただきたいと思います。

当然整備をしていくということになると、財源の関係あるいはマンパワーの関係というものも課題として入ってくるのではないかなと思っております。そのような中で、例えば国交省の官民連携推奨のメニュー、かわまちづくりという支援制度があるのではないかと。このかわまちづくりは、行政と住民と民間で協議会を設立して、ハード、ソフト両面で水辺の活用計画を検討していくと。当然、国交省へその計画を提出して、審査を経なければいけないのですが、この審査が通れば、計画が登録されたという表現

を使っておりますけれども、そうなるとハード整備においてはその財政支援があると。それからソフト面では河川敷での民間によるイベント開催、それいった環境整備も可能になると、こういった制度があるのではないかなと思っております。既に県内の市でもいくつかがかわまちづくりの支援制度に乗って計画を登録しているというところもホームページを見ると、そういうことが分かるとに思っておりますけれども、こういった制度の活用の研究も含めて、今後検討されてはどうかなと考えております。また財源ということであれば、その地域再生計画を使って、国の交付金を取りに行くとか、そういうところも可能なのかなとも考えたりするわけですけども、そういった進め方と財源確保の両面から調査、研究を進めていく必要があると私は考えておりますけれども、現時点でのまちの考え方について、もし現時点で考えをお持ちであれば御教示をいただきたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの佐藤議員からの再質問についてお答えをいたします。

まず今、議員提案のありました国交省のかわまちづくり支援制度というメニューにつきましてですけど、これについては国が良好な河川空間の形成とか、にぎわい、そうした創出を目的として、議員からもありましたとおり、町、地域、民間事業者などと取組を一緒にしていくということについて、国等河川管理者からハード、ソフト両面からの支援をしていただけると、そのようなメニューということで平成21年度に国交省が創設をしております。この対象としましては２級河川、準用河川を対象になっているということで太田川についても対象にはなるということは確認しております。ただ支援制度の登録を受ける要件といたしまして、都市再生整備計画、地域再生計画、そういったものが国による認定をされるというときの要件等について、一応あるということがあり

ます。その点については、まだ町としても、具体的な確認を取れておりませんので、これについては今後また調査検討が必要になってくるかなと思っております。ただ町長の答弁にもありましたとおり、町としましては、太田川については、やはり町の象徴的なものでもありますし、自然環境の保全、水辺空間の活用、そういったことは検討を進めていく必要があるという認識は持っております。そういった中で議員提案のかわまつづくり支援制度のメニュー等と併せて、別のメニュー、都市再生整備計画事業、また今、遠州の小京都リノベーション推進計画等に基づく地域未来交付金を使った事業等々、ほかの補助メニュー等も含めて、町に合った、フィットしたメニューも含めて調査研究をしていく必要あるかなということで考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐 藤 嘉 彦　議員　）ありがとうございました。

まず森町にはこういう課題とフィールドがあるというのをやはり発信していく、例えば県なり国なりに相談していくというところがスタートだと私は思っておりますので、ぜひ今後の調査研究をお願いしたいと思います。

先日、森中学校で今年度の総合学習というのが開かれたと聞いております。１回目はそのテーマの洗い出しが行われたということで、その中でこの今回の太田川の左岸の河川敷の活用整備について、これが取り上げられたとも聞いているところでございます。やはり単なる公園整備ということではなくて、地域の魅力向上とそういった視点を踏まえて、今後の取組に期待をいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩をいたします。

（　午後　３時　８分　～　午後　３時２０分　休憩　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き一般質問を行います。

８番、川岸和花子議員。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）８番、川岸和花子です。

通告のとおり、教育長に１問お伺いいたします。

「森町の森林環境教育について」。

森町では３年にわたり、町内の全小学５年生に旧三倉小学校での学校林や運動場を利用して、森林環境教育を行ってきており、実際に山林に入って木を感じての充実した環境教育であると感じています。しかし、令和８年度当初予算においては、森林環境教育予算が縮小されて、各学校での座学となりました。今まで行ってきた森林環境教育は、森町でしかできない貴重な体験の機会であり、町の所有施設の有効な活用であると考えます。森林組合にも協力してもらえる環境でもあり、森町でしかできない体験教育であると感じるが、もう一度、旧三倉小学校で実施してはいかがでしょうか。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

教 育 長　（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。

川岸議員の御質問に、私、教育長がお答えいたします。

議員御案内のとおり、本町における森林環境教育は、令和４年度から小学５年生を対象に実施してまいりました。これまで旧三倉小学校の学校林等を活用し、実際に山林に入って木を感じる体験や特殊な重機であるハーベスターの実演を見学するなどの教育を行ってまいりました。これらは大変迫力があり、児童が林業を身近に感じることができる素晴らしい機会であったと認識しております。一方で、教育現場におきましては、近年、授業の考え方が大きく変化してきております。現在の学びの主流は、教員が与えた課題に児童が取り組むだけではなく、児童自らが問いを持ち、自分で観察、調査、体験をして、自分なりの考えをもつ探究的な学びへと移行しております。また、これまでのプログラムは林業の側面にウェイトが置かれているという課題も挙げられておりました。本来、森林環境教育とは、森林内での体験活動などを通じ

て、自然の仕組みや人々の暮らしと環境との関わりについて学び、理解と関心を深める教育活動と定義されております。学習指導要領に照らし合わせましても、森林環境教育は多角的な視点からアプローチすることが求められております。例えば、社会においては、国土の保全や水源涵養といった森林の役割や林業に携わる人々の工夫と苦労について学びます。理科では、動植物の観察を通じて生態系や自然環境の保全について理解を深め、算数では樹高の測定に図形の性質を応用するなど、実生活に生かせる学習が想定されます。さらに、総合的な学習の時間では地球温暖化などの環境問題とのつながりを探究し、家庭では身近な資源の利用方法や環境に配慮した消費生活について学ぶなど、各教科と関連付けた幅広い展開が可能です。重機の実演等のダイナミックな活動につきましても、現在では児童一人に１台のタブレット端末が普及しているため、多様な機械が稼働する様子を動画等で効果的に学習することが可能となっております。単に機械を見ることを目的とするのではなく、「なぜこれらの機械が必要なのか。」「なぜ森林環境を整える必要があるのか。」「どのように森林環境を整えていけば良いのか。」といった背景や課題を児童自身に深く考えさせることが、これからの学習のねらいとなると捉えております。森町の面積の多くは山林であり、旧三倉小学校付近に限らず、それぞれの学校の身近な場所にも豊かな森林が存在しております。このように恵まれた環境を生かし、今後は基礎的知識の習得のための座学は必要最低限に留め、児童が自分のテーマに沿って林の中を歩いて観察したり、伐採された木材を使ってマイ箸やコースターを作るなどの簡単なクラフト、あるいは丸太切り体験を行ったりするなど、主体的な学習活動を取り入れてまいりたいと考えております。

本年度は、学校現場の受止めや教育カリキュラム全体の中での優先順位等を考慮し、学校の意見や要望を踏まえながら、どのような森林環境教育が求められ効果的に実施できるかをしっかりと

検討したうえで実施いたします。各学校での主体的な体験を通じて児童の学びを深め、森林への関心を高めるとともに、地域への愛着が育まれるような「森町ならではの森林環境教育」のモデルを構築し、次年度以降につきましても引き続き検討を重ね、充実を図ってまいります。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）森町の森林環境教育についてですが、森町の教育大綱によります「明日の森町を築く心豊かな人づくり」の基本理念にも合致すると思っております。また地域において、町の活性化や地域を支える人材育成にもつながると思っております。森町こども計画には、子供の体験活動の学校教育課の施策として、「森林環境教育の実施」を挙げられております。森林環境の学習を通じて、森林の役割を学ぶとともに、郷土の自然環境に意識を向けて理解する機会を設けるとあります。こちらは、先ほど教育長が御答弁で答えられたとおりに私も思っております。森町の特徴を生かした体験の充実を図ることであると考えております。またこれからまとめる第10次総合計画では、基本理念からの基本の柱２「豊かなこころで未来を拓く人を育むまち」はもちろんですが、基本の柱６の「豊かな自然環境を共生するまち」にも関わり、「つながりと愛着を持ち共に創る森町」につながることだと思っております。

以前からのこういう計画に沿って、森町は森林環境教育に力を入れてきていただきました。令和４年度には783千円の予算でしたが、令和５年度に1,598千円となり、令和６年度に1,767千円、そして令和７年度、去年には2,309千円とずっと充実してまいりました。そして、今年度の予算は979千円と予算が減らされております。その理由としては、先ほど教育長がおっしゃったように授業の方法が変わってきたという理由かと思いますが、令和８年度予算では各課の事業の見直しをされて、この学校教育課でもこ

の 230 万円の予算がついていたものが、100 万円以下の 979 千円、半分以下の４割位程度に減ることになりました。でも実際に山間部に入るという体験は、今の子供たちにはなかなかないと思われるのですけれども、わざわざ三つの小学校からバスで出向いて行っていたわけですけれども、この体験が私は大切だと思うのですが、そこの体験がなくてもいいと思われた、先ほどの教育方針が変わってきたという面のほかに何かあれば教えていただきたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩 井 秀 司　学校教育課長　）学校教育課長です。

川岸議員の再質問にお答えします。

予算が大幅に少なくなっていると、山間部に入る価値があるのではないか、そういう中でどのように考えるかという御質問かと思います。

これまでの森林環境教育につきましても、学校から非常に好評な面もありまして、各学校から三倉という地域に入るということ自体もなかなか全員が全員そういった経験ができるわけではないというところもありまして、すごく有効なものであったと認識しております。今回こうして三倉小学校に赴いての教育から各学校での座学及び体験というところで予算付けをさせていただいた一つの理由に、学校現場としても場所を移動して、１日かけて授業を行うといったところが少し負担になっている部分がございます。それから答弁にもございましたけれども、森林環境教育がこれまでの林業に焦点を当てたもの、これも一つの方法ではありますけどもこれに限らず、もう少し森林環境全般に渡って子供たちに森林の重要な役割を身に付けていただくと。それから、各学校の近くにも森林がございますので、そういったところで森林の役割を感じていただくといったことを考えて、これまでの方法から少し内容を見直すということで、今年度はこのような予算を計上させていただいております。以上です。

議　　長
８番議員

（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

（　川岸和花子　議員　）小学校の教育では学習指導要領に沿って授業を進めること、また児童の道徳的な部分とか、人間的な部分、集団生活での学びの指導に全力を尽くしていただいていると思っております。

まず去年、森林環境教育をしていた現場を写真に撮ってまいりましたので、スライドをお願いします。子供たちがバスで三倉小学校に来るわけですけれども、三倉小学校も跡地利用が決定していないということで、こういうことで使うことができたわけですが、これは去年11月の様子です。森林組合の人が来られて、またボランティアも来られて、そしてフォレスターが説明をしながら、木を切る様子を実際に山の中で体験します。次のスライドをお願いします。そして校庭では、先ほどおっしゃっていたハーベスター、ＩＣＴハーベスターなので、タブレットのように使いながら使えるハーベスターで、アームで木の枝をがしっとつかんで、がさがさと枝を払って、そして短くばさばさと切る様子は本当に迫力があって、みんなからその林業の実際のそういう様子を見る機会がなかなかないので、貴重な機会かなと思います。そして晴れた日はこうできるのですが、では雨の日がその前の年にありましたので、次のスライドでお願いします。こちら三倉小学校の体育館で、森林組合の人が丸太を持ってきて、実際にチェーンソーで丸太を切る実演をしてくれます。皆、耳をふさいでいるのが実際チェーンソーの音で、すごい音がしているという様子ですけど、次のスライドお願いします。雨の中で、向かって左の葉っぱの数々は、朝早くからスタッフが山へ行って、いろいろな葉っぱを取ってきたりとかして、そういう実際に葉に触れるという体験であるとか、右の写真はさっき切っていたチェーンソー、実際持ってみるとどういうものか、あれは動いていないのですけれども、実際に持ってみる重さ体験ということもやっていました。なので令和８年度、もし体育館でやるとすると、こういうイメージかなと私

は思っております。森町は県西部でも、自治体の面積の中で森林面積を多く、この森町の特徴的な教育として、森林環境教育は大変必要ではないかと思っております。太平洋へ流れるこの太田川の源流をずっと遡ってくると、森町に多く源流を持っておりまして、また遡ると吉川や三倉川に分かれて、そこにも多くの支流が流れ込んでいます。その源となる山には豊かな環境の森林があります。そこには、水源の涵養の機能があり、水を蓄え、養分と共に川を作って、その恵みが下流の豊かさを作って、海の生き物を育てていくというその循環の中で、土砂の災害を防止したりとか、二酸化炭素を吸収するという山林の働きを体で体験する良い機会ではないかなと思います。またそういうことを知ることで、自分たちの森町に誇りを持てると思うのは、その森町の教育方針と同じですけれども、今年は熊の出没で観音山の待機宿泊体験なども海に変更になったと伺いました。山を感じて、水を感じて、そしてこの森町から海への流れの循環などを感じる、実際にその山間部へ入ることがやはりいつも地元の学校よりもずっと三倉の方に入った方がすごく体感できると思うのです。その点についてはどう思われますか、もう一度伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）教育長。

教 育 長　（　野 口 和 英　教育長　）教育長です。

ただいまの川岸議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、近くの森林と三倉地区の森林とではやはり様子も違いますので、入っただけの体験の価値はあるということは当然認識しております。一方で、やはり人工林と雑木林の自然林との違いも、やはり認識させる必要があるかなということでございますので、森林にはいろいろな形態があって、それぞれの生態系があってということを学ばせることは非常に大事だなと考えておりますので、学校現場と打合せを十分しながら、学校の求めるニーズとこちらから用意したプログラムを一方的にやるのではなくて、学校のニーズも聞き取りながら最適な学習は何かという

ことで、検討をしていきたいなと考えます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）１枚目のスライドに戻していただいてよろしいですか。

今まで指導してくださっていた山田さんはフォレスターという国の試験に合格して、さらに実務経験も必要という数少ない資格ですけれども、日本語で言うと森林総合管理士という感じですが、そういう貴重な人が森町の出身であって、森町に在住されていて、またその人が森町の子供たちのためにと協力して来ていただいております。３年以上継続で森林教室の経験を、最初から上手くいったわけではなくて、やはり最初は山に突然に来た子供たちが戸惑ったというようなお話もありましたので、同時に学校にもヒアリングしたり、また改善を重ねてきていただいているという、実際に努力していただいておりますので、事前の学習が必ず必要だと。子供たちにそういう事前のそういう循環の説明に行ったりとか、森とはどういうところか学んでから現場を見ることで、子供たちが実際学んだものを体で体験するということで理解が深まって、実際現場の声としては私が伺ったのは子供たちから大変良い反応をしていると。学校教育課長もおっしゃっておりましたが、どのような現場の声があったのかということ、またこのスライドを見ていただくと、先ほど教育長がおっしゃったように人工林の下というのは、本当に下層の植生がなくて、石がごろごろして子供たちも外から見たら緑だけど、中に入るとこんな感じなんだということを知ることになっております。そういう体験をした現場の先生とか、児童の声などをもし学校教育課で聞いていたらお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

これまでの森林環境教育に関して学校の声というか、反応はど

うかという御質問でございますが、いろいろな声がございます。各小学校にも聞き取っておりますし、その内容で申し上げますと、例えば非常に良い取組だと感じていると児童の評価も高い、お土産でもらった丸太の輪切りについても喜んでいる。あと、やはり森小に関しては統合今年６年になります。最後の卒業生だったということでございますけども、三倉・天方の地区の児童もいらっしゃるので、自分たちの地域を広く知る機会になるというところで、非常に良い取組だというような声があります。それから、そういった声がある一方で、その丸太の輪切りの作品の提出があって、これについては全員提出することに賛否があったり、先ほども申し上げましたけども、授業の時数の確保が今非常に難しい状況でございます。指導要領の関係で多くの科目、それから学習項目を学校ではこなさなければならないというような中で、１日をかけてそちらに行くというのは非常に魅力的で大変贅沢な取組であると同時に、そちらの授業数の確保というところで、半日ぐらいでやっていただけると助かる、授業の時数のやりくりを行いやすくなるといった声があります。

先ほど専門家の山田さん、それから地域の森林組合の皆様から森林環境教育に関しても大きな力をお貸しいただいておりまして、非常に大きな推進力になっていると感じております。そういった中ではございますけども、これからも引き続きこれまでの教育をより充実した形で整えてまいりたいなと、形は変わっても、より充実した形で学校の中での時数の確保等、そういったものも踏まえて調整していきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）スライドに出ているみんなが見学している様子ですけれども、チェーンソーで木を切るのですが、そのスタイルをまずちゃんと見たことがない。チェーンソーが膝に当たっても、絡まって、チェーンソーがちゃんと止まるようになっているだとか、ヘルメットに耳栓的な防音のものが付いていると

か、そういうスタイルもなかなか仕事をする人を身近に見られないという点からも林業に寄っているとおっしゃいましたけど、見られないものを見られる機会だと思います。また私もそうだったのですけど、その木を切るということも、木を切ってそのまま切り倒すのかと思うと、そうではなくて山は危険なので、急傾斜もありますので、子供たちを安全なところに避難してから追い口、受け口を切って、そして最後は引っ張って倒すということも見ないと知らないし、教えてもらわないと知らない、そういう経験も子供たちにも非常に良い経験だと思います。そして切った後の切り株、におい、その木の様子、そしてあの詰まっている林の１本を切るとすごく上空が開くのです。そうすると光が入って今までと違った明るい光が入ってくる。そうすることで、下の下層の植物の種が落ちて生えていくということも分かりますし、またその生えてきた芽を鹿が食べて食害になって、下の植物が育たない、またそういうのが育たないここことで、また熊も町に下りてくるということも想像できるかもしれません。次のスライドでお願いします。森林組合では先ほど言ったように。大きな機械を実際に一人一人乗せてくれたりして、林業への関心とか、今自分たちもそうですが、そういう山での暮らしが遠くなっているというか、山の中で過ごすことで、人間の感性を呼び覚ます、山での生き方の人間の知恵、生きる力が呼び覚まさせるような気がします。その環境がたまたまですけど三倉小学校が今活用されてなくて、三倉小学校には学校林という入れる山があって、森林組合さんが協力してくれて、そして町内にフォレスターさんがいるというこのような環境を生かさない方法はないと思いますけれども、そういう点ではいかがでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長　（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

川岸議員の再質問にお答えします。

森町の専門家や森林組合に協力をいただいて、さらに三倉小と

	いうそういった活動がしやすい場所があって、それを生かさないではないということでの御質問ですけども、確かに先生からの声の中にも、非常に恵まれた贅沢な環境であるというところはございます。そちらについてはそのとおりかなと思いますが、先ほどの御答弁からの繰り返しにはなってしまいますが、森林環境教育というのは林業だけではなく、林業もものすごく大きな要素ではありますけども、例えば水源涵養とか、森林の役割という広い目でまず子供たちに森林について興味を持っていただく、そういったところに教育をシフトして、そこからまた興味を持った児童・生徒がいろいろな森林のところに研究をしていっていただくとか、そういったきっかけになることも考えられると想定しております。非常に恵まれた環境ではあるのですけども、先ほども申し上げましたとおり、１日をかけて移動してというところは、非常に難しくなってきているという現状でございます。以上でございます。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）近隣の市町でもここまでちゃんと森林環境教育を行っているところはないと思います。近隣の人に聞いてみましたが、森町のこの特徴をやっぱり生かして、できたら近隣の人も呼びたい、体験に来てほしいと思うぐらいだと私自身は思っているのですけれども、子供たちにどのような環境教育をするのかというそこの明確なビジョンがあれば、先ほどからおっしゃっているようにいろいろな方法もあるかと思いますけれども、子供たちにどのようなことを体験してどんなことを感じてほしいと考えておられるかということです。それが将来的に森町の森林経営というか、森林をどうしていくかということにつながっていくと思いますので、今投資というか、今の子供たちに良い将来、森林を守っていってもらわなきゃいけない、この子供たちをどのようなことを感じてほしいと思っておられるでしょうか。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）学校教育課長。

学校教育課長

（　岩井秀司　学校教育課長　）学校教育課長です。

川岸議員の再質問にお答えします。

今後どのような内容を考えているのかといったような御質問かと思います。

元々、５年生が森林環境教育を行うといったところにつきましては、学習指導要領でそれぞれのいろいろな教科で森林に関する授業を行っております。例えば社会科では森林資源の働き、国土の保全、水源涵養の観点からの森林の役目、それから先ほど出ております地域の伝統的な産業や林業に携わる人々の工夫と苦労、こちらについて事業で学んでおります。理科の授業におきましては、森林に生息する動植物の観察を通じまして生態系や食う、食われるといったような関係、自然環境の保全について理解を深めております。それから総合的な学習の時間、こちらでは木工などの体験学習を通じた問題解決型の学習や森林と地球環境問題いわゆる温暖化等のつながりを研究します。家庭科では木材などの身近な資源の利用方法や環境に配慮した消費活動について学んでおります。こういった観点から５年生が森林環境教育を行っているというところがまず前提にございます。

それから、どのような新しい内容を考えているかということでございますけども、先ほど教育長からもお話がありましたとおり、学校とどのようなものを求めているのかというところを詰めていきながら決定していくことになりますけども、ほかの県の事例を見てみますと、森の生態系を調べる森の健康診断、シイタケの菌打ち体験、それからアウトドアスポーツのクッブというものの体験、木を投げて木を倒すとそういったような競技、それから、箱型の打楽器カホンを作ったり、先ほどお話ありましたようにコースターとか、マイ箸を作る、こういったようなプログラムが用意されております。このような他県の例な事例なども参考にしつつ、今後にはなりますけども、児童が自ら調査したり経験をしたりして、自分なりの考え方をまとめることのできるような魅力的なプ

ログラムを示すことができるように、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）先ほど来、３回ぐらい同じような内容を伺ったわけですけれども、当然学習要領に書いてあるのはそういうことだと思いますし、他県の例もあると思います。しかし私が申し上げたいのは、森町の子供たちが森町の山林を誇りとして、かつ全体の循環を感じ、また下流にも思いを馳せ、海にも思いを馳せ、自分たちの環境を持っているこの森町がどういうところだということを誇りに思える環境教育として森町の子供たちへ投資として手厚く予算を組んでも良いと思いますが、今一度伺います、いかがでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）教育長への御質問でございますけども、予算についてということでございますので、私からも少しお答えをさせていただきます。

まず川岸議員の御質問の中で予算が減額されて、事業内容が変わったという御発言、御指摘がございましたが、これまで教育長、また学校教育課長が答弁いたしていますように、学校現場の受止めや教育カリキュラム全体の中での優先順位、学校の意見や要望を踏まえて、今年度は座学にしたということでありまして、その結果として予算が縮小しているということでありますので、そこは誤解のないように御理解をいただきたいと思います。予算を縮小しているから授業ができないのではなくて、教育現場、学校現場の受止め、また教育カリキュラム全体の中での優先順位を考慮しているということでございます。確かに森町ならではの森林環境教育ができる環境にあるということはそのとおりでありますし、その結果これまでの森林環境教育で森町らしい教育ができてきているということも事実でありますけれども、では他の教科の時間数を減らしてまで優先してこの森林環境教育を継続していく

べきかどうかといえば、やはりまずはやるべき教育カリキュラムに必要な時間を確保したうえで、また森林環境教育にしてもその可能な時間の範囲内でできる教育とは何かと、授業とは何かということを考えていく必要があろうかと思いますので、繰り返し御説明、御答弁をさせていただいておりますけれども、御理解をいただければと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

６月 25 日午前９時 30 分、本会議を開き、条例、補正予算、一般議案に対する討論、採決等を行います。

本日はこれで散会します。

（　午後　３時５８分　散会　）